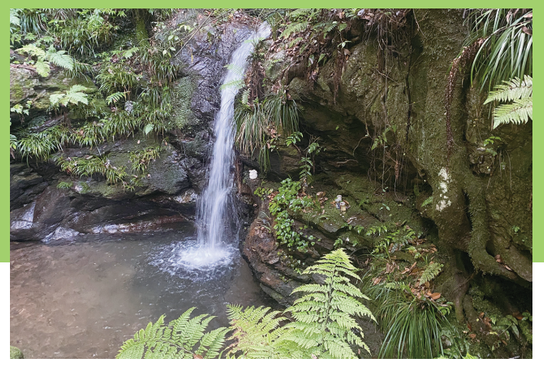

埼玉弁護士会会報
第 100 号

発行日　2021 年 8 月
発行者　埼玉弁護士会
さいたま市浦和区高砂 4-7-20
TEL048-863-5255
編　集　企画広報委員会
印　刷　(株)埼玉総合宣伝センター
さいたま市浦和区高砂 2-3-10
TEL048-825-7531

埼玉弁護士会々報

No.100　2021年8月

埼玉弁護士会々報

2021 年 8 月
No.100

内容

2021 年度　新執行部のごあいさつ

〈特集 1〉埼玉弁護士会の歴史

新入会員　自己紹介

No.100
目次

● 2021 年度　新執行部のごあいさつ

埼玉弁護士会会長　髙木　太郎 …… 2
埼玉弁護士会副会長　斉藤　耕平 …… 4
埼玉弁護士会副会長　神野　直弘 …… 6
埼玉弁護士会副会長　金子　直樹 …… 8
埼玉弁護士会副会長　野田　泰彦 …… 10
埼玉弁護士会副会長　宮西　陽子 …… 12

特集 埼玉弁護士会の歴史

◆ 埼玉弁護士会の歴史
埼玉弁護士会企画広報委員会委員長　出井　宏幸 …… 14

◆ 熊谷支部の歴史
埼玉弁護士会熊谷支部支部長　白石加代子 …… 16

◆ 翔ろ、川越弁護士会
埼玉弁護士会川越支部支部会員　田中　重仁 …… 20

◆ レジェンド弁護士が語る　越谷支部の歴史
埼玉弁護士会越谷支部支部長　横家　　豪 …… 26

●ニューフェイスです　よろしくお願いします！

新入会員　自己紹介 …… 34

石川　一彦　　石川　斗馬　　大谷　　博　　金井　勝俊　　川口　正貴
川向　翔也　　権田健一郎　　染谷　俊紀　　高田　早紀　　高野　広夢
土肥　真大　　中島　一郎　　林　　英治　　春山　和紀　　平栗　丈嗣
古谷　直樹　　水野　智寛　　山下　陽輔　　横山　和史　　渡邊　裕子

会長就任のご挨拶

埼玉弁護士会会長

髙木　太郎

2021（令和 3）年度会長に就任しました髙木太郎です。

1961 年 4 月に熊本県で生まれ、東京の大学に進学し、1989 年から旧浦和修習で埼玉に来ました。その後、1991 年、埼玉弁護士会に登録し、今年で 30 年となります。

私が弁護士になった 91 年頃、埼玉弁護士会の活動の中心は、弁護士経験 5 年から 10 年程度の若い弁護士だったように思います。そういう方が、弁護士会の委員会を中心に自由闊達に議論され、非常に風通しの良い弁護士会でした。その伝統は今でも埼玉弁護士会に息づいていると思います。若手を含めた誰もが自由に、元気に活動できる弁護士会を引き続き､守り発展させていきたいと思います。

2　弁護士・弁護士会の役割

弁護士・弁護士会は、司法の一翼を担っていますが、日常的に紛争に関わることにより、法律の問題点、あるいは法の不存在、不備に一番気づきやすい立場にいます。そこで、立法の基礎になる立法事実に一番近く、これを立法に反映させる出発点にいるのも弁護士です｡そして不当な行政の活動に対峙し、あるいは行政を動かすことで、人権擁護に取り組むことができるのも弁護士です｡つまり、弁護士は日本国憲法が定める（というか近代民主主義の基本である）三権の全てに最も深く関わる法律専門家です。しかも、権力から距離を置く、民間の立場にいます。

そのような立ち位置にいる弁護士会は、政府の施策に対して、法律専門家の立場から、あれこれ意見をいうのは、むしろ、その社会的責任ではないかと思っています。

弁護士は社会正義の実現と、基本的人権の擁護をその使命としており、弁護士会はそれを支えなければなりません。

弁護士が日々研鑽を怠らず、その依頼者のために誠実に働くことがまず、市民の人権擁護、権利実現の活動の第一歩です。そのために、弁護士会は、研修の機会を保障し、市民の法的ニーズと弁護士をつなぐための法律相談活動を充実させ、弁護士にたどり着きやすくするための宣伝広告活動を行う必要があります。

また、消費者や高齢者・障害者、労働、民暴、子どもなどは、専門化していく弁護士の職務分野に対応して行くと同時に、人権を侵害されている人（弱者）にそのまま届く人権擁護の活動です。

綱紀･懲戒や、総務、業対などの委員会は、弁護士会という組織を円滑に動かし、弁護士

を取り巻く制度を維持していくための不可欠の装置です。

弁護士会の委員会活動は、全てが、弁護士の使命を果たすための活動なのだ、と思います。

執行部の役割は、これらの委員会活動が円滑に行われるように支える、ということになると思います。この役割を与えていただいたことに誇りをもって取り組んでいきます。

3　個別の課題

まず、コロナ禍の問題です。埼玉弁護士会は日弁連の無料法律相談の実施の有無にかかわらず、コロナ禍の無料相談活動を実施してきました。引き続き、コロナ禍で苦しんでいる市民の皆様に寄り添って、その相談に対応していけるように取り組みます。

次に男女共同参画です。今年は関弁連の理事長に埼玉弁護士会から海老原夕美会員を送り出しています。まだまだ女性会員の比率は低いのですが、行政などから要請される様々な委員の推薦などで、女性会員の推薦を行っています。弁護士会の意思決定にも恒常的に女性会員の意見が反映する体制を作っていくことが肝要と思います。こちらは当面は制度的保障というよりも、埼玉弁護士会の会員の中でその意識を定着させていくこと（例えば、毎年必ず女性副会長を選ぶ、常議員に女性を一定数選出する、委員会の正副委員長に女性を選ぶ）が必要と思います。そのため、常議員会や委員会の開催時間や開催方法も少しずつ工夫をしていきたいと思います。

日弁連では、中小企業支援を強く打ち出し、中でも海外展開への支援や、事業承継への支援などに各地で取り組むように力を入れています。埼玉ではまだまだ弱いところですが、他士業の皆様と協力しながら、少しずつこれらの取組を進めているところです。皆様のニーズに的確に応えていくことが弁護士、弁護士会に求められているところであり、引き続き、取り組んでいきます。

法教育はとても大事だと思っています。現在、埼玉弁護士会の各委員会で県内の学校からの要請を受けて、相当数の講師派遣を実施していますが、今後も地道にその数を増やしていきたいと思います。子ども達が自らの意見を述べ、議論をする力を持つようになれば、もっと日本の社会は良くなると思います。一人一人が、法的思考と、議論をする力が身について初めて、日本にも民主主義が根を下ろしていくように思うのです。

4　1年間、よろしくお願いします

この他にも、裁判のIT化、法曹養成・法曹人口問題、刑事における取り調べの可視化・弁護人立会権の問題、などなど、取り組むべき重要課題は山積しております。

1年限りの執行部で、なかなか心許ないところもあるかと思いますが、どうか、よろしくご指導ご鞭撻賜りますよう、お願い申し上げます。

副会長就任のご挨拶

埼玉弁護士会副会長

斉藤　耕平

僭越ながら筆頭副会長を担当します。今回副会長職を務めるにあたり、埼玉東部法律事務所の弁護士・事務職員に多大な協力をいただいていることに、心から感謝しています。

所属は越谷支部ですが、これまで会務では主に研修委員会、裁判員制度委員会、越谷支部研修委員会等に携わってきました。研修委員会の関連で日弁連司法制度調査会委員としても活動するようになり、債権法、相続法、民事執行法等の改正議論を前線に近い現場で体感することができたことは、本当に貴重な経験でした。日弁連をはじめとする活動で全国の志ある弁護士の方々と知り合い、交流することができたことは、間違いなく、私の弁護士経験の財産になっています。

この原稿を書いている数日前に埼玉弁護士会の定時総会で私が会計担当として提案した予算案が無事承認されました。正直なところかなり準備に時間を費やしたので、終わってほっと一息ついているところではあるのですが、一方で、われわれ執行部が直面している課題はまだまだ山積しています。

新型コロナウイルス対応は、やはりその最たるものと言わざるをえません。ワクチン接種が少しずつ進んでいるとはいえまだまだ予断を許さない状況の中、コロナ禍においてもいかに停滞・縮小することなく法的立場から貢献できるかが、いま弁護士会に求められる最重要課題と考えています。事業者・労働者の生活の確保や、ワクチン接種に起因する不当な人権侵害・差別の解消など、弁護士会が存在感を発揮する場面は何かを常に問う１年になると思います。

民事訴訟をはじめとする手続 IT 化の議論も重要です。いわゆる「フェーズ１」の運用が始まって久しいですが、手続に対する代理人側の対策が十分なされているとは必ずしも言えない状況にあると感じています。先行する民事手続だけでなく、民事執行・保全、各種倒産、家事事件手続、非訟事件手続などにもＩＴ化の議論が波及しており、手続ＩＴ化に対する会員各自の研鑽はもはや必須のものと考えていますが、弁護士会が少しでもそれをサポートし、会員の不安を払しょくできるよう、積極的に裁判所との協議会や会員対象の学習会等を実施できればと考えています。

また、副会長職と直接関連はしないのですが、個人的な興味として、現在少しずつ始まっている動産・債権を中心とした担保法制、区分所有法制、親族法制に関する議論もなるべく注視していきたいと思っています。

担当する委員会は、総務委員会、事務局運

営委員会、会館建設特別委員会ほか会内活動関連委員会と、刑事弁護センター運営委員会、刑余者等社会復帰支援委員会、憲法改正対策本部、民事特別プロジェクトチーム、住宅紛争審査会運営委員会などです。精力的に活動している委員会（ばかり）を担当できること、大変光栄です。自身の能力的に一抹の不安を感じていますが、それはなるべく表に出さないようにします。

新潟出身ですがお酒はほとんど飲めません。スキーも不得手です。そもそも寒いのが嫌いです。辛い食べ物が好物です。尋常じゃなく辛いものもだいたい平気です。ただし、わさびは苦手です。甘いものも好きです。埼玉はおいしいスイーツ店が多いので若干興奮気味です。店の前で小躍りしている弁護士はたいてい私です。でも、小豆だけは無理ですごめんなさい。

髙木会長をはじめ他の執行部のみなさまに支えられながらの副会長職になりそうですが、全力で取り組む気持ちだけは負けないつもりでいますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

副会長就任のご挨拶

埼玉弁護士会副会長

神野　直弘

今年度副会長を務めることになりました神野直弘（こうのなおひろ）です。

この原稿を執筆している時点で、就任からおよそ3か月が経過しましたが、ようやく事務所と弁護士会館を行き来する生活にも慣れてきたところです。

私は、神奈川県真鶴町という、当時人口1万人にも満たない小さな港町に生まれ、旧司法試験に合格後、2007年9月の弁護士登録以降、浦和で弁護士活動を行っており、今年でまもなく14年目に突入します。

私の担当委員会は、会館建設特別委員会、災害対策委員会、家事特別PT、裁判員制度問題検討特別委員会、謄写PT、弁護士会照会審査室、法律相談センター運営委員会、高齢者・障害者権利擁護センター運営委員会、法律援助等実施委員会、会務活性化PT、ホームロイヤーPT、LAC部会、スクラム相談PT、関東十県会夏期研修会準備PT等になります。

私自身は、弁護士登録初年度から消費者問題対策委員会と、高齢者・障害者権利擁護センター運営委員会に所属させていただいたほか、いつの間にか多くの当会会務活動に参加させて頂く機会に携わらせていただきましたので、今回は私が今まで行ってきた会務活動を中心にお話しさせていただきます。

消費者問題対策員会では、県内の消費生活センターと連携しながら、悪質な業者による被害救済をどのように図るかを検討するとともに、今後の被害防止のための消費者三法を始めとする法改正について活発な議論がなされています。

2019年には、悪質な業者に対して法規制の手当がなされていないオンラインプラットフォームについて、消費者保護のための法整備を求める意見書の原案の一部を担当させていただきました（当会の意見書については、当会ホームページの「会長声明・決議書・意見書」欄をご参照ください。）。

高齢者・障害者権利擁護センター運営委員会では、アウトリーチ活動の先駆けともいえる、県内の地域包括支援センターや高齢者・障害者施設を対象とした無料出前講座事業が立ち上がりました。新型コロナウイルスの影響で、昨年は実施が見送られましたが、インターネットなどのツールが利用しづらい高齢者や障害者において、当会や弁護士を身近に感じられ、ご好評をいただいております。

また、現在は成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関の設置が各自治体で進められていますが、当会も、埼玉県司法書士会や埼

玉県社会福祉士会と「三士会」として協同し、協議会等を通じて設置運営の後押しをさせていただいています。

弁護士会照会審査室については、平成25年当時、当会では審査室というものがなく、審査の統一性をどのように図っていけばいいかという問題が生じていたところ、プロジェクトチームのメンバーに加えていただき、翌年に審査室が発足しました。弁護士会照会制度は、弁護士が受任事件を解決するだけではく、法による正義を実現する上で実効性のある重要な法制度であり、審査室会議でも、申出人・照会先双方に過度な負担がかからないよう、審査基準についてもブラッシュアップが図られています。

法律相談センター運営委員会では、市民や中小企業等が弁護士にアクセスしやすい環境づくりに取り組んでおり、その一環として様々な法律相談事業が行われています。私もそのうちの一つの非営利団体との法律相談事業を担当させていただいています。上記事業はまだ試行段階でありますが、正式な事業として運営できるよう検討を進めています。

会務の忙しさに目が回りながらも、諸先輩の先生や、時には新人の先生の活動報告等に触れる中で、弁護士としてのスキルや技術を身に着けることができるとともに、時に孤独になりがちな弁護士業務の中で、委員会を通じて苦労を分かち合うこともでき、とても有意義なものだと実感しています。委員会に興味のある会員の方がおりましたら、ぜひお声がけください。

最後になりますが、本年度1年間よろしくお願いいたします。

副会長就任のご挨拶

埼玉弁護士会副会長

金子　直樹

2021 年度埼玉弁護士会の副会長を務めます、金子直樹（かねこなおき）と申します。修習期は新 60 期で、2018 年 1 月より地元本庄市に「早稲田の杜法律事務所」を開設し、いわゆる「マチベン」として、日々様々な弁護士業務に従事しております。

私は、生まれも育ちも埼玉県です。（とはいえ県北地域は、ほぼ「群馬」といわれています。）早稲田大学本庄高等学院、早稲田大学法学部を経て、中央大学法科大学院を修了しました。

弁護士を志したのは、高校生の時、自宅の賃貸借において弱い地位にあった祖父母や隣家の方々が、弁護士への相談をきっかけとして、権利を実現していくことができ、その姿に憧れを抱いたのがきっかけです。（それ以前は、検察官に憧れていた時期もありました。）

ロースクールでは、皆と議論をして理解を深めるなど、旧司法試験受験時代にはなかった新鮮で充実した日々を過ごすことができました。多くの学生が選択科目でも司法試験科目を中心に選択していたところ、天邪鬼な私は、直接には関係しない様々な科目を受講するようにしていました。もっとも、法律自体の解釈の仕組みやその適用の方法について理解する能力を鍛錬できましたので、結果的によい選択だったように思います。選択科目は労働法でした。労働法を学ぶ中で、恩師の言葉に感銘を受け、労働者側の労働事件を中心とする「労働弁護士」を目指すようになりました。それは「この国には守られていない法律が 2 つある。1 つは道路交通法ともう 1 つは労働基準法である。前者はまだ違反していることは認識しているので守りようがあるが、後者は違反していることすら使用者も労働者も認識していないので守りようがない。」というものでした。

修習は名古屋でしたが、裁判所・検察庁・弁護修習でも、非常に「引き」がよかったため、医療観察法に基づく鑑定入院質問手続や司法解剖立会いなど本当に色々な貴重な体験をすることができました。

弁護士登録は平成 19 年で、大宮の埼玉中央法律事務所で丸 10 年間、勤務弁護士として過ごしました。同所は埼玉弁護士会の中では規模の大きい事務所でしたが、労働事件を中心として、私がやりたいことを自由にやらせていただきました。当時の事務所は先輩弁護士が非常に多忙であり、事件数も非常に多く、何も分からないまま、先輩方のアドバイスを頂きながらも、ほぼ一人（あるいは同期

入所の弁護士と二人三脚）で様々な事件に体当たりで挑んでいきました。正に「OJT」であり、3年ほどの間には、一般的な類型の事件としては、ほぼ網羅したのではないかといえるほどの経験ができたように思います。

特にその中でも、当時のリーマンショックを皮切りとした、非正規労働者の労働弁護団事件に積極的に取り組み、現在も労働事件がライフワークとなっています。他にも1年目から建設アスベスト訴訟など大規模な弁護団事件にも参加することができました。裁判員裁判も1年目から現在まで、常に係属事件を1件以上は抱える程度に担当しております。

会務活動は、労働問題対策委員会や裁判員制度委員会を中心として、貧困問題対策本部や若手のころには企画広報委員会や人権を考える市民の集い実行委員会などにも参加致しました。

労働問題対策委員会では、委員長を務め、シンポジウムの実施や意見書など自分で企画・起案して、執行部会議・常議員会で趣旨説明をしたり、埼玉県選出議員周りをしたりするなど、非常に自由に活動させていただきました。現在も委員会では、若手会員を中心に、自分のケースを報告して他の弁護士の意見を聞く「フリートーク」を実践していますが、これは自分が若手のころにいろいろな先生方から意見を伺ったことが、弁護活動に非常に役に立ちましたので、委員長の際に始めたものでした。

また、修習生に対しては、これまで3名の弁護指導修習担当となり、選択型実務修習の労働分野の講師や刑事模擬裁判の指導弁護士、その他には日弁連主催の高校生模擬裁判選手権の支援弁護士などを務めました。

副会長としては、憲法･刑事関係の委員会、人権擁護委員会、司法修習委員会、労働問題対策委員会、貧困問題対策本部などの委員会を担当しております。埼玉弁護士会は会務が非常に活発で、様々なジャンルで研鑽を深められることができるとても魅力的な会であると感じています。執行部として、その魅力をより広げ、また、今後もリモート会議の実施や日程の工夫など、会員が参加しやすい身近なものになるようにしていきたいと考えております。

裁判所との関係では、労働問題を中心に、定例となっている第5民事部との協議会などに参加し、労働審判員研究会や民事訴訟懇談会の講師を務めさせていただくなどしました。所属する熊谷支部は、今はコロナ禍のため、残念ながら中止となってしまっていますが、オフィシャルな懇親会も多く、裁判所・検察庁との関係が本庁以上に身近で、様々な面で連携ができている印象です。今後は、執行部として、より一層裁判所や検察庁との連携を深められるように活動していく所存です。

髙木会長は、登録当初から大変お世話になっており、以前埼玉で実施した関東弁護士会連合会シンポジウムでは、髙木座長の下でワーキングプアに関する研究を担当させていただきました。また日本労働弁護団では髙木会長が幹事長の際に、本部事務局次長を務めました。今年度執行部のメンバーは会長以外にも、これまで一緒に活動をすることの多かった先生方たちですので、息の合ったコンビネーションプレイを実現できると期待しております。

1年という短い期間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

副会長就任のご挨拶

埼玉弁護士会副会長

野田　泰彦

2021 年度、副会長を務めさせていただく、新 62 期の野田泰彦（のだやすひこ）と申します。さいたま市大宮区所在の、弁護士法人グリーンリーフ法律事務所に所属しております。一年間､どうぞよろしくお願い致します。

これまで弁護士会内での会務としては、企画広報委員会と犯罪被害者支援委員会(含む、ワンストップ支援センター設立 PT）を中心に、法律相談センター運営委員会（含む、広報 PT・公的対応 PT)、労働問題対策委員会(主に裁判所との協議会への参加)、23 条照会審査室、ホームページ PT に参加してきましたほか、2017 年度大宮支部幹事・常議員、2018 年度、2019 年度調査局委員も務めさせていただきました。

本年度は、労働問題対策委員会を除く上記各委員会の他、厚生委員会、裁判所・裁判官制度委員会､外国人人権センター運営委員会、弁護士業務対策委員会、弁護士業務妨害対策委員会、中小企業海外支援 PT を担当致します。

各委員会では活発に活動がなされていますので、副会長として、各委員会での活動を弁護士会の活動として実現していけるよう、尽力していくつもりです。

また、就任から 3 か月近くが経過して、私なりに思う埼玉弁護士会における課題について考えますと、やはり、若い会員の弁護士会務への参加が二極化している点の改善が必要ではないかと思います。複数の委員会を掛け持ちしている若い会員がいる反面、まったく委員会や会務、その他弁護士会の行事に参加されない会員もいらっしゃいます。

弁護士会が、一組織として、なにより、自治権を持つ組織として継続していくためには、これから長くかかわる会員が活発に参加して、多様な意見に基づいて議論していくことが必要であると考えます。

もう一点は、市民への広報や市民とのかかわりです。

3 年前から会長の就任記者会見の開催にかかわっているのですが、今年は、2 段カラー写真付きの紙面（本文実質 3 段）が 1 紙、2 段白黒写真付きの紙面(本文実質3段)が1紙、1 段の紙面が 2 紙と、弁護士会会長就任のニュースバリューについて、埼玉の記者さんの間でも一定の理解を得てきているのではないかと思います。

他方、弁護士会が主催や後援する集会などに出席しますと、若い世代（20 代から 40 代

を想定しています）の市民の参加が少ないように見受けられます。

弁護士会の活動は、市民の理解があって初めて成立するものであると思いますし、弁護士自治や弁護士に対する信頼も、同様だと思います。

若い世代の市民の方々とのかかわりをどう増やしていくか、若い世代の市民の方々に弁護士会や弁護士の活動をどう理解していただくか、これらの点について、弁護士会として真剣に議論することが必要だと考えております。

最後になりましたが、現時点では新型コロナウイルスの流行の収束は見通せておりませんので、みなさま、お体大切にお過ごしください。

そして、改めまして、来年３月まで、どうぞよろしくお願い致します。

副会長就任のご挨拶

埼玉弁護士会副会長
宮西　陽子

令和３年度、副会長を務めております弁護士の宮西陽子（新 62 期）と申します。

弁護士登録をしてから今日まで、大宮にある埼玉中央法律事務所で勤務しています。

令和４年３月まで､よろしくお願いします。

副会長に就任してからすでに３ヶ月が経過しました。

挨拶回りで緊張していた時期から少しは慣れてきたのではないかとも思いますが、やはり、まだまだ緊張の日々です。

就任当初の挨拶回りを通じて、弁護士会は多くの方々と関わりがあることを実感しました。このつながりを会の財産として生かしていければ、と思いますが、そこまでのこともできないので、このつながりを切らないように１年間関わっていくことができればと思っています。

埼玉弁護士会の執行部は１年交代ですので、弁護士会事務局には大きな負担をかけていると思います（執行部業務に関しては毎年新人に変わるのですから大変です)。日々、サポートしていただき、なんとか執務をこなせています。感謝の念に堪えません。引き続き、よろしくお願いします。

私は、弁護士になってからこれまで、主に消費者問題対策委員会関係の活動をしてきており、今後もおそらくそうなのだろうと思います。あちこちで言っていますが、ロースクール、新司法試験での選択科目は労働法でしたので労働弁護士になるのかと思いきや、労働事件にあまり縁がありません。不思議なものです。

家事事件のご依頼も増えています。

こどもは社会の宝、未来の希望、と思い、少年事件やこどもの事件にも関心を持ち続けてきました。成年年齢引き下げによりどのような影響が出るのか、注意してみていきたいです。

その他、縁あって司法修習生給費制対策本部（今となっては名前がそぐわないかもしれません)の活動も長いこと取り組んでいます。一定の成果があったとはいえ、貸与制のもと修習をされた方への手当はまだ不十分であり、制度の改革が必要です。皆様のご理解とご協力を得ながら、引き続き、実現に向けた活動していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

副会長として担当することとなった委員会は、公害対策環境保全委員会、司法問題対策委員会、消費者問題対策委員会、子どもの権

利委員会、速記録問題対策委員会、両性の平等委員会、司法支援センター対策委員会、災害対策委員会、国際交流委員会、司法修習生給費制問題対策本部、チューター制度運営委員会、法曹人口問題対策委員会等、です。

この間、委員会に参加したり議事録やメーリングリストでのやり取りを拝見したりする中で、埼玉弁護士会には多くの委員会があり、それぞれ活発に活動されていることを実感しました。これまで関わっていなかった委員会の活動に触れ、本当に熱心に活動されている様子に、感銘を受けることもあります。コロナ禍でリモート会議を行うようになり、委員会にも参加しやすくなったのではないかと思います。これは、コロナ禍が収まっても、引き続き活用していき、会員が委員会等に参加しやすい環境を整えていければよいと思っております。

各委員会の活動をサポートできるよう努めて参ります。

今期の執行部は、59期（弁護士15年目）の副会長を筆頭に、60期（13年目）、62期（12年目）の弁護士が副会長となっており、これまでに比べると、落ち着きや重みが足りないかもしれないという印象を持たれるかもしれません。私からみると、今期の他の副会長は、皆、まじめで優しく意外に熱意もある方々です。髙木会長もとてもまじめな方で、「誠実」が服を着て歩いているような印象を受けます。社会のために、弁護士会のために、何かをしよう、という熱意もおありです。重みのない副会長ですが、軽さと柔らかさであちこちに食い込み、会長を支えていければと思います。また、まだ「若手」の部類で若手会員の声も聞ける位置にいるのではと思いますので、若手の声も会務に生かしていくことができればよいと思っています。

ただ、まぁ、1年間という期間は短く（すでに3か月経ちましたし）、できることも限られておりますので、できることをできるだけ、やっていこうと思います。

なにも面白いことが書けず、残念な文章となりましたが、来年3月まで、どうぞよろしくお願いします。

特集

埼玉弁護士会の歴史

埼玉弁護士会企画広報委員会委員長　出井　宏幸

まず、埼玉弁護士会会報が、多くの方々のご協力及びご支援により、本号で記念すべき100号となりました。夏と冬の年に2回発行させていただいているので、創刊号から50年を経過することとなりました（正確には、創刊当時には、年に2回ではなく1回の発行だったという噂もあるので、少なくとも創刊から50年以上ということになります）。

会報の発刊だけでも50年以上の歴史がありますので、弁護士会はそれ以上長い時間を刻んでおります。

そこで、本号では、特集として「埼玉弁護士会の歴史」を取り上げさせていただきました。諸先生方の様々な知識、経験に触れる一助になればと考えております。執筆者の方々、この場を借りて深く感謝申し上げます。

当会の歴史について、近年まで「会史編纂委員会」という委員会がありました。この委員会では、昭和58年に「長老弁護士懇談会」という書籍を出版しています。なお、この書籍については、会史編纂委員会の委員であった城口順二会員に拝借したものです。

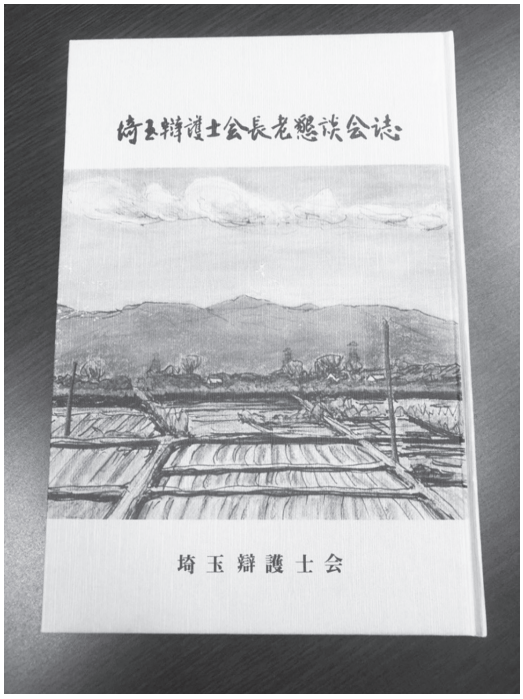

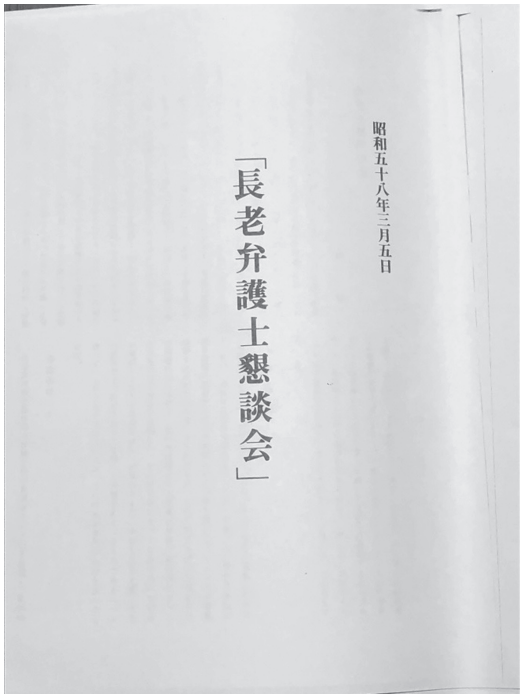

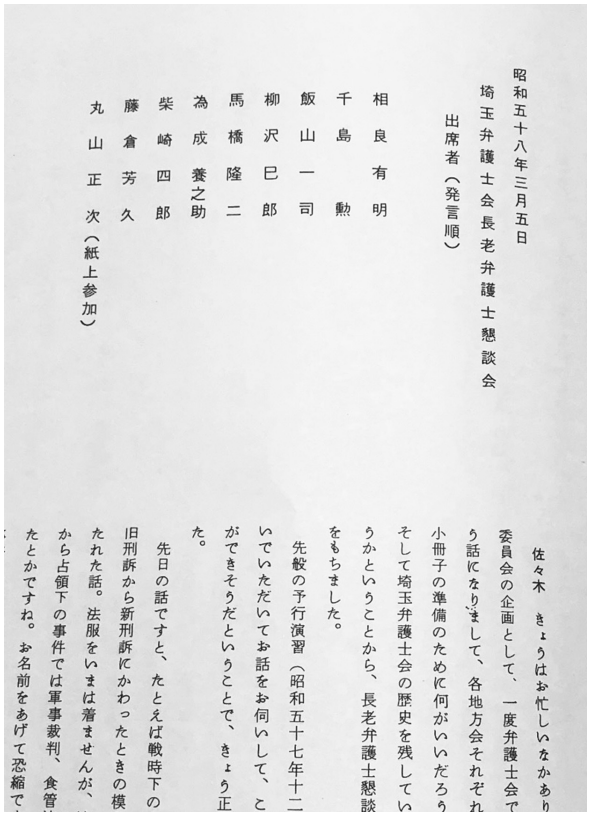

昭和五十八年三月五日
埼玉弁護士会長老弁護士懇談会
出席者（発言順）
相良有明
千島勲
飯山一司
柳沢巳郎
馬橋隆二
為成養之助
柴崎四郎
藤倉芳久
丸山正次（紙上参加）
佐々木　きょうはお忙しいなかあり
委員会の企画として、一度弁護士会で
う話になりまして、各地方会それぞれ
小冊子の準備のために何がいいだろう
そして埼玉弁護士会の歴史を残してい
うかということから、長老弁護士懇談
をもちました。
先般の予行演習（昭和五十七年十二
いでいただいてお話をお伺いして、こ
ができそうだということで、きょう正
た。
先日の話ですと、たとえば戦時下の
旧刑訴から新刑訴にかわったときの模
たれた話。法服をいまは着ませんが、
から占領下の事件では軍事裁判、食管
たとかですね。お名前をあげて恐縮で

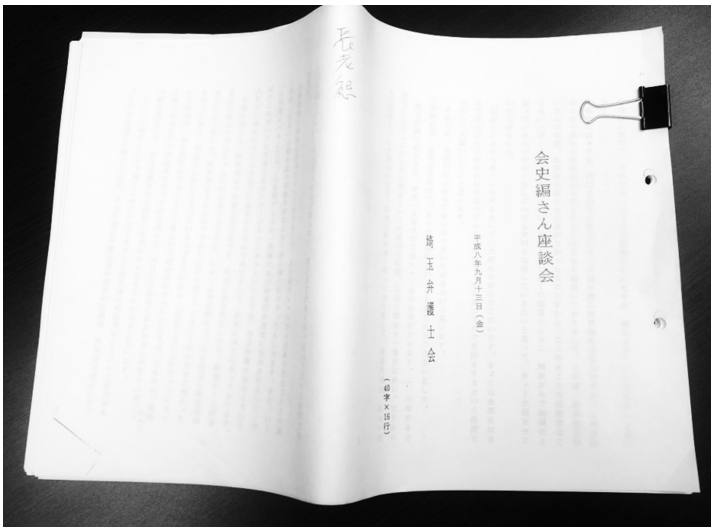

この書籍は、相良有明会員、千島勲会員、飯山一司会員、柳沢巳郎会員、馬橋隆二会員、為成養之助会員、柴崎四郎会員、藤倉芳久会員及び丸山正次会員の９名を中心に、埼玉弁護士会の歴史を忌憚なく発言したものを編集した大変貴重なものです。

内容を少し説明させていただくと、「戦前の弁護士像」から「戦後の埼玉弁護士会」、「刑事訴訟法のきりかえ」「進駐軍の命令で裁判官まで逮捕」された話、「浦和充子事件」、「熊谷の二重逮捕事件」その他の思い出話の諸々が掲載されています。

実は、その後、平成８年にも、未発表の第２回懇談会が行われ、本会の歴史が語られておりました。その資料も、城口会員から拝借しました。ご協力、感謝申し上げます。

本来であれば、新たに書籍化するべきであるのですが、本号では、紙面の都合上、内容をごく簡単にご紹介する形にとどめさせていただきます。書籍化は、今後に期待していただければと思います。その際には、今回の特集記事も掲載できればと考えております。

この原稿には、「出席者が弁護士登録した経緯」、「修習生の給与事情（非常に少なかったらしい）」、「国選弁護事件の苦労話」、「本庄事件について」、その他の思い出話が語られています。

大変、興味深いものが多いのですが、分量も多いので、詳しい内容は、書籍化をお待ちください。

熊谷支部の歴史

埼玉弁護士会熊谷支部支部長　白石　加代子

1　はじめに

令和３年４月より埼玉弁護士会熊谷支部の支部長となりました白石加代子と申します。61期の13年目ですので、私では熊谷支部の歴史について語ることはできません。

そこで、22期で、昭和51年から熊谷支部にいらっしゃる林武一先生にお話を伺わせて頂きました。また、弁護士会館図書室に保管されていた過去の弁護士会会報の中から熊谷支部の記事を見つけましたので、林武一先生のお話と支部の記事から、私が純粋に驚いた熊谷支部の過去や出来事などを皆様にご紹介させていただきます。

2　熊谷支部のこれまで

(1) 昭和22年当時

昭和22年当時の支部の会員数は７名でした。

熊谷支部には、伊勢さんという事務局の方が昭和22年から40年以上にわたり、いらっしゃったそうです。そしてその当時、弁護士会本会には事務局２名がいらっしゃいましたが、弁護士会支部に事務局がいるのは熊谷支部だけでした。なぜ熊谷支部にだけ事務局がいたのかは分かりませんが、支部会員としては大変誇らしく思えます。

(2) 昭和51年当時

昭和51年当時の支部の会員数は約10名で、なんと明治生まれの方もいらしたそうです！当時は、何人かで合同で法律事務所を開くことは少なく、自宅に法律事務所を構え、事務局が奥様というのが一般的だったそうです。また、当時は裁判所内に弁護士控え室があり、弁護士控え室にはたいがい誰か弁護士がいるので、みな裁判所に行くと、弁護士控え室に寄り、談笑していたと伺いました。月１回の支部例会も土曜日に弁護士控え室で行われ、控え室内で会食をされていたそうですが、土曜日に裁判所が開かれていることや、裁判所内で飲食をしていたなど、今ではとても想像出来ないことです。

また、時期は不明ですが、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者の囲碁大会が年１回あり、交流を持っていたそうです。囲碁というのが、なんとも高尚です。

(3) 昭和62年当時

昭和62年当時の支部の会員数は、20名。弁護士それぞれが自分の湯飲み茶碗を持ち込み、弁護士控え室に弁護士が来ると事務局の

平成２年の支部旅行（群馬）

伊勢さんや村高さん方がお茶を出してくれたそうです。村高さんによれば、各会員の湯飲み茶わんを覚えることが大変だったそうです。現在は熊谷支部も約 80 名の会員がおりますので、80 個の湯飲み茶碗を置くことも、ましてやどれが誰の湯飲み茶碗か把握することもさすがにできません。

（4）平成３年当時

平成 3 年当時の支部の会員数は 19 名。会員名簿によれば、同時期の川越支部は 30 名、越谷支部は 18 名と、僅差ですが熊谷支部は越谷支部の会員数を上回っています。私が弁護士登録をした平成 20 年から現在まで常に熊谷支部は最も会員数が少ない支部だと記憶しているので、この事実は衝撃的でした。また、会員名簿に会員の事務所住所の他に自宅住所や電話番号も併記されておりました。思わず個人情報が!!!と焦ってしまいましたが、昔は普通に電話帳に個人の住所や電話番号が記載されていたことを思い出しました。

また、この当時は、修習生の支部訪問というのがありました。熊谷支部では、羽生市の埼玉県立さいたま水族館や中島藍染店の見学をしていたようです。まさに支部訪問という名の観光ですが、私も前橋で修習していた際には酒蔵に行きましたし、今となっては楽しい思い出になっています。現在の修習とは様変わりしていますね。

（5）平成５年当時

この年、熊谷支部に初めて修習生が配点されました。47 期の野口英明先生です。野口先生によると、弁護修習先の希望について熊谷支部であることのほかに「お年寄りの先生ではないこと」を挙げたところ、林武一先生がご担当となったそうです。当時は、80 代や 90 代の先生方がいらしたとのことです。

その後、平成 26 年の会員数は 67 名、令和元年当時は 74 名、令和 3 年 4 月の会員数は 80 名となり、順調に増加しています。

3　支部旅行

熊谷支部では、毎年 5 月頃に支部会員と弁護士会事務局とで旅行に行く企画があります。過去 20 年間の支部旅行先は以下のとお

平成 21 年の支部旅行（白川郷･飛騨高山）

平成 27 年の支部旅行（会津芦ノ牧温泉）

りです。

平成 14 年　韓国（海外のため 2 泊 3 日）
平成 15 年　浅間温泉・長野
平成 16 年　常磐ハワイアンセンター
平成 17 年　伊東
平成 18 年　鎌倉・箱根
平成 19 年　新潟汐見荘
平成 20 年　堂ヶ島
平成 21 年　白川郷・飛騨高山
平成 22 年　さくらんぼ狩り・松島
平成 23 年　宇奈月温泉・黒部・立山
平成 24 年　日光
平成 25 年　富岡製糸工場
平成 26 年　富士・山梨
平成 27 年　会津芦ノ牧温泉
平成 28 年　諏訪湖・松本
平成 29 年　千葉
平成 30 年　修善寺・箱根
令和元年　　金沢
令和 2 年・3 年は新型コロナウイルス蔓延のため、中止

支部旅行は、熊谷支部の執行部 3 役のうち企画委員長が企画し、幹事を務めることになります。過去 20 年間の支部旅行の行き先が一つも被っていないところをみると、毎年、企画委員長は、限られた予算と 1 泊 2 日の旅行という縛りがある中、行き先について（まだ行っていないところで行ける観光地があるのか）頭を悩ませていたと思います。

私も、自分が企画委員長を務めた令和元年の支部旅行では、行き先に悩み、支部例会で他の会員らに意見を聞いた上で、金沢に決めました。添乗員さんをつけてのバス旅行がこれまで一般的でしたが、さすがに金沢ですと、新幹線を利用することが必須となり、とても不安が募りました。というのも弁護士は時間をきっちりと守るタイプでは決してありません（※個人の見解です）。裁判期日の 1 週間前に準備書面を提出すると決められていても、1 週間前に書面を提出したり、提出されることは稀です（※あくまで個人の見解です）。そんな弁護士たちが早朝の熊谷駅に

令和元年の支部旅行（金沢）

集合するなんて､無謀だと思っていましたが、誰一人遅れることもなく、むしろ時間前に集合した様子を見て、本当に感動しました。その後も、予算の都合上添乗員さんをつけることができず、私が現地を案内しなければならなかったのですが、私が地図を読むのが苦手なため、あたふたとしていたところを、参加者全員にサポートをしてもらい、なんとか無事に支部旅行を終えることができました。この支部旅行のおかげで会員同士の親睦が深まりました（※これも個人の感想です)。

なお、掲載した写真は弁護士会熊谷支部に保管されていたものです。特筆すべきは平成2年の写真です。30年以上前のため、私はどなたか分かりませんでしたが、今も熊谷支部の会員である先生方が写っております。どなたか分かりますか？皆さん、若い頃も素敵だったんですね。

4　さいごに

今回の原稿を作成するにあたり、林武一先生と野口英明先生にお話を伺い、昔の熊谷支部について知ることができました。この場をお借りして感謝申し上げます。林先生のお話で、昔の弁護士像が目に浮かびました。親睦や交流を大切にし、単なる同業者というよりも仲間という間柄だったのではないでしょうか。最近は急速な人員増加だけではなく、コロナ禍のため、会員同士の交流が減っておりますが、熊谷支部は顔の見える人数ではあると思います。昔のように深く親睦をはかることは難しいかもしれませんが、支部長として少なくともコロナ禍で取り残される会員がでないよう心を配りたいと思っています。

また、熊谷支部としても、現在、基礎疾患等お持ちで体調に不安を感じる方々にも気軽に法律相談が可能になるよう、クレサラ相談の他、一般相談についても電話相談を月に2回実施しております。今後も市民の皆様のために時代に合った司法サービスの提供ができるよう、努めてまいります。

翔ろ、川越弁護士会

埼玉弁護士会川越支部支部会員　田中　重仁

「支部の歴史を」との注文を頂いた。となると、古い話が中心になる。退屈かもしれないがご勘弁を。

1　2012年10月19日、川越市にある氷川神社内氷川会館鳳凰の間において「絆・埼玉弁護士会川越支部のあゆみ」（右写真参照）発刊記念の宴が催された。

これは、埼玉弁護士会川越支部の会員数が100名を超えるのを記念して支部の歴史を編纂して残しておこうとの支部の決定に基づき、会史編纂委員会を立ち上げてから4年4ヶ月後のことだった。

当日は多数の支部会員はもとより、田島義久埼玉弁護士会会長・関口英徳さいたま地方検察庁川越支部長・坂口公一さいたま地方裁判所川越支部長・内田徹埼玉弁護士会熊谷支部長・篠崎淳埼玉弁護士会越谷支部長・木村真実第二東京弁護士会多摩支部副支部長・関口節夫司法書士会所沢支部副支部長・野口忠彦裁判官・喜多村治雄及び雨宮則夫元裁判所川越支部長といった現並びに元法曹関係者、そして原敏成川越商工会議所副会頭、小高春男川島町議会議長、長谷川清鶴ヶ島市議会議長、浜野好明所沢市議会議長、山田政弘三芳町議会議長、舟橋功一前川越市長のご子息で埼玉県議会議員の舟橋一浩氏、川口知子川越市会議員などが宴に参列され、お祝いの言葉を述べられた。

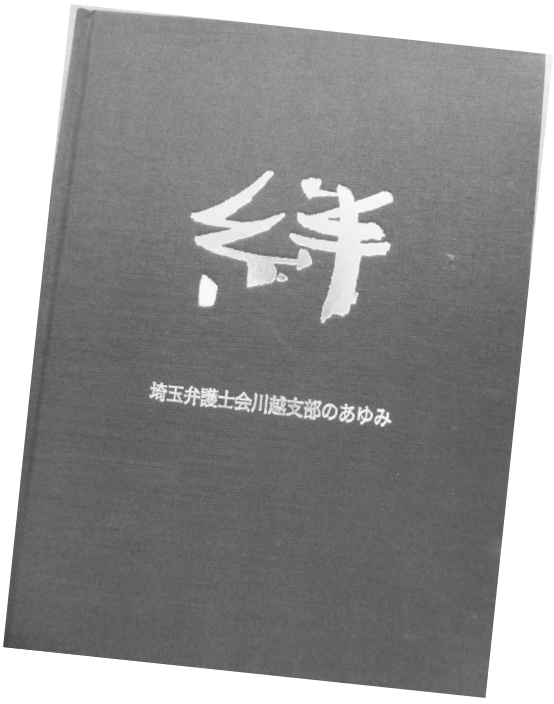

その後は川越弁護士会らしく、会員によるバイオリン・ピアノ・ギター・トロンボーン・声楽の場となり、やがて細田初男元埼玉弁護士会会長の閉会挨拶と恒例の大倉浩弁護士の337拍子で宴を閉じた。

それから9年が経とうとしている今、川越支部会員は157名になっている。

「絆」編纂の過程の調査で分かったことだが、1907年から1914年まで少なくも7年間は支部会員は3人で変わらず、翌1915年に4人になり、以後、100人になったのが2012年である。実に97年間かかったわけである。今後はいかになるでありましょうや。

2 私が入会登録した1976年では私を含めて支部会員は13名でした。当時は1974年(昭和49年）入会の加藤雅友会員（19期）と箕輪勝彦会員（25期)、翌年入会の細田初男会員（27期）を除くと本当に長老会員が多数でした。1974年（昭和49年）に2名の会員の入会があり、会員数が10人になったので、10人から100人になるのに38年間かかったわけで、会員一桁時代は相当長期に渡って続いていたことになります。それでも毎年だれかが埼玉弁護士会の副会長を担っており、6回も副会長をされた会員もおられたようです。

「絆」15頁に1970年（昭和45年）4月の懇親会の写真が載っています。撮っておくものですね。このあたりの事情については「絆」12頁以下の渡辺武会員の寄稿を読んで頂くと良いでしょう。ともあれ、数人の会員が川越支部を担っていらっしゃったことは間違いが無いでしょう。私が1976年に登録した途端に年間およそ50件の国選弁護を割り当てられたのですから、その直前の会員の皆さんはもっと多くの国選弁護を割り当てられていたに違いありません。

3　支部活動の組織化

〈組織活動の濫觴〉

今、川越弁護士会には企画委員会と称する

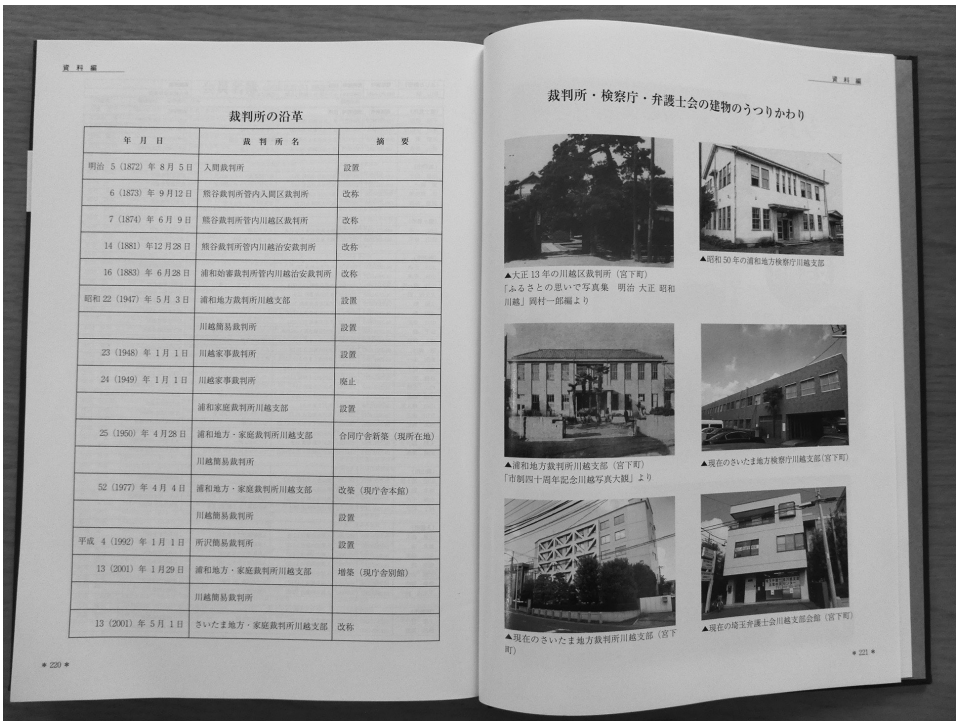

資料編

裁判所の沿革

年月日	裁判所名	摘要
明治 5（1872）年 8月 5日	入間裁判所	設置
6（1873）年 9月12日	熊谷裁判所管内入間区裁判所	改称
7（1874）年 6月 9日	熊谷裁判所管内川越区裁判所	改称
14（1881）年12月28日	熊谷裁判所管内川越治安裁判所	改称
16（1883）年 6月28日	浦和始審裁判所管内川越治安裁判所	改称
昭和 22（1947）年 5月 3日	浦和地方裁判所川越支部	設置
	川越簡易裁判所	設置
23（1948）年 1月 1日	川越家事裁判所	設置
24（1949）年 1月 1日	川越家事裁判所	廃止
	浦和家庭裁判所川越支部	設置
25（1950）年 4月28日	浦和地方・家庭裁判所川越支部	合同庁舎新築（現所在地）
	川越簡易裁判所	
52（1977）年 4月 4日	浦和地方・家庭裁判所川越支部	改築（現庁舎本館）
	川越簡易裁判所	設置
平成 4（1992）年 1月 1日	所沢簡易裁判所	設置
13（2001）年 1月29日	浦和地方・家庭裁判所川越支部	増築（現庁舎別館）
	川越簡易裁判所	
13（2001）年 5月 1日	さいたま地方・家庭裁判所川越支部	改称

＊220＊

資料編

裁判所・検察庁・弁護士会の建物のうつりかわり

▲大正13年の川越区裁判所（宮下町）
「ふるさとの思いで写真集　明治 大正 昭和 川越」岡村一郎編より

▲昭和50年の浦和地方検察庁川越支部

▲浦和地方裁判所川越支部（宮下町）
「市制四十周年記念川越写真大観」より

▲現在のさいたま地方検察庁川越支部（宮下町）

▲現在のさいたま地方裁判所川越支部（宮下町）

▲現在の埼玉弁護士会川越支部会館（宮下町）

＊221＊

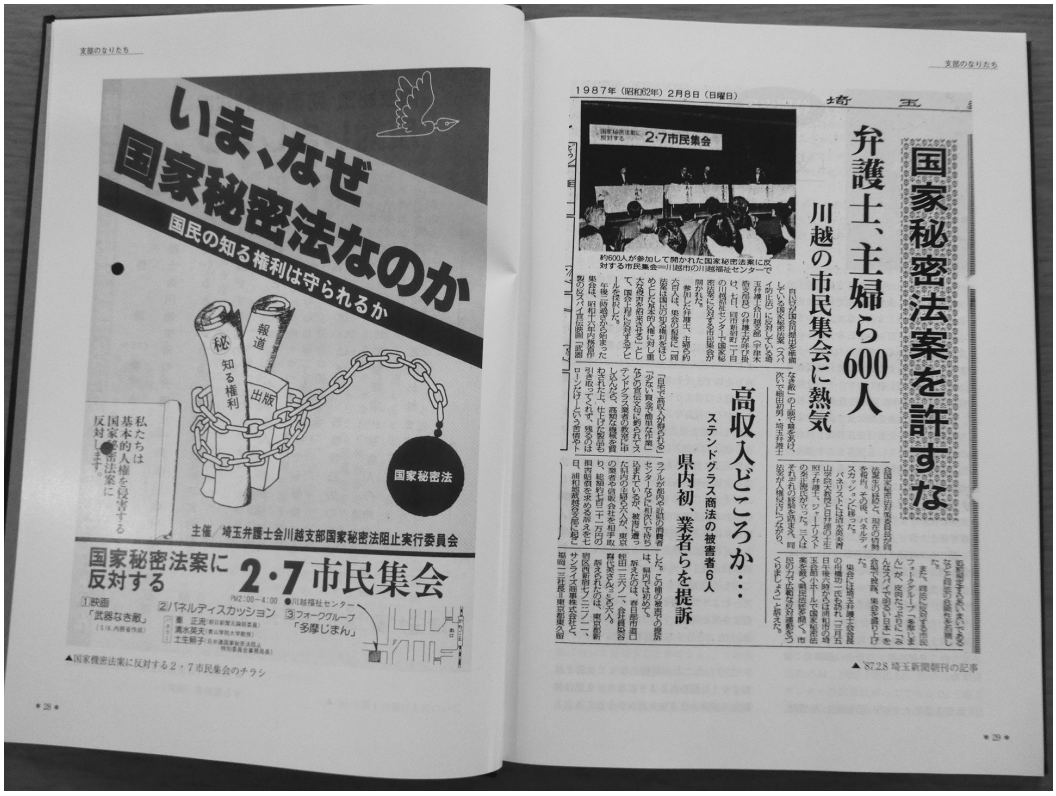

機関がある。支部活動のエンジンである。企画委員会の第一回会合は1978年10月21日である。出席者は4人。初代企画委員長は小川修会員である。やがて1982年に企画委員会の中に教育問題小委員会・研修小委員会・刑事問題小委員会が設けられた。1985年には所沢に簡易裁判所を設置することに関する小委員会を設けた。後に所沢簡易裁判所が設置されたことはご存じ通りである。

なお、現在は上記に加えて、「民事委員会」と「家事委員会」が設置され、活発に活動している。

〈広報活動の濫觴〉

1979年6月、「弁護士とは何か」「法律相談について」「弁護士報酬」などの弁護士紹介パンフレットを15000部出版して配布している。

〈市民向けの活動〉

市民法律講座の開催。1979年5月以降、定例開催。

高校生との対話。1983年から県立川越高校、県立所沢高校の高校生と正式授業として懇談会開催、数回。

1985年7月、ユニセフに協力し、チャリティーバザー「飢えるアフリカキャンペーン」で、102万円を寄付（寄付額の4倍を政府が寄付する仕組みと聞いた）。

〈学習会の歴史〉

1980年6月14日、裁判所大会議室にて法務省民事5課長田中康久氏による民事執行法学習会開催。以後毎年学習会を開催。講師は税務署長、支部裁判官、学者など多彩であった。

〈国選弁護論〉

かなり裕福な被告人が国選を選択する状況の下で、支部として被告人宛に「弁護士の選び方について」と題する書面を郵送することにした。「国選弁護は主として貧困のため自分で弁護士を頼めない場合が原則です。」「知り合いの弁護士がいない場合は…弁護士会が責任をもって弁護士を紹介します」等の内容の書面である。被告人の所在地について裁判所の協力も得られた。ある時期から沙汰止みになってしまった。残念である。

〈悪法案反対などの活動〉

1979年6月から「弁護人抜き法案反対パンフレット」作成と配布活動。

1982年3月19日、留置施設法案に反対する要請書を各所に提出。

同年5月、「核兵器廃絶と被爆者援護を求める川越市民法廷」に協賛。

同年7月7日、「警察拘禁2法案反対集会」350人参加にて開催。

1983年3月8日、所沢市内において、「警察拘禁2法案反対集会」を約400人の参加で開催、1987年2月7日、「国家秘密法案反対集会」を川越市内にて約600人の参加で開催。

1988年10月4日、拘禁2法案に反対する集会を開催（前ページの写真参照）。

〈「本会」との確執〉

上記のごとき活発な活動に対して「本会」の執行部を中心とした複数の（有力）会員から「支部に自治権は無いのだから、対外的な活動を認めない」との批判がされるようになった。

これに対しては「埼玉弁護士会と支部は上下関係ではない、支部は独自の任意団体である、弁護士会の掣肘は受けない、加えて埼玉弁護士会は川越弁護士会が行ってきたような悪法反対活動を行っていないでは無いか」として、東京高裁事務局長経験者の荒川省三会員に弁護士会総会において正式に論陣を張って頂いたこともあった。

「本会」執行部は1981年度の総会に支部の自主性を認めない「支部会規案」を提案したが、反対が多く撤回となった。3年後に大幅な支部の自主性を内容とした現支部会規案が提案され、制定となった。これにて長い沿革を有する支部は埼玉弁護士会の正式な機関となったのである。

ところで、現在の川越支部会館は1986年11月28日に開設された。その直後から有料の法律相談を開始している。埼玉弁護士会法律相談センター会規は1989年4月に施行なので、川越支部相談業務は「本会」相談センターに先んじて開始している。後から設置された「本会」法律相談センターに川越支部法律相談業務を「組み込む」と言うのだから簡単では無かったが、折り合って解決に至った経緯がある。このような経過があることを知っていただくと、時に私たちが「川越弁護士会」と呼ぶ事を納得して頂けるのでは無いかと思う次第である。当時はソ連が存在する時代であり、私たちは中央に抵抗するという意味で「バルト3国」とも言われた記憶がある。

ところで、1986年度舟橋功一会員、1998年度細田初男会員、2005年度田中重仁、2012年度田島義久会員、2019年度島田浩孝会員、以上は埼玉弁護士会の会長に就任した当支部会員と年度であり、副会長はさらに多数であるし、各種委員会の委員長も多数輩出している。もはや「本会」と「支部」の対立

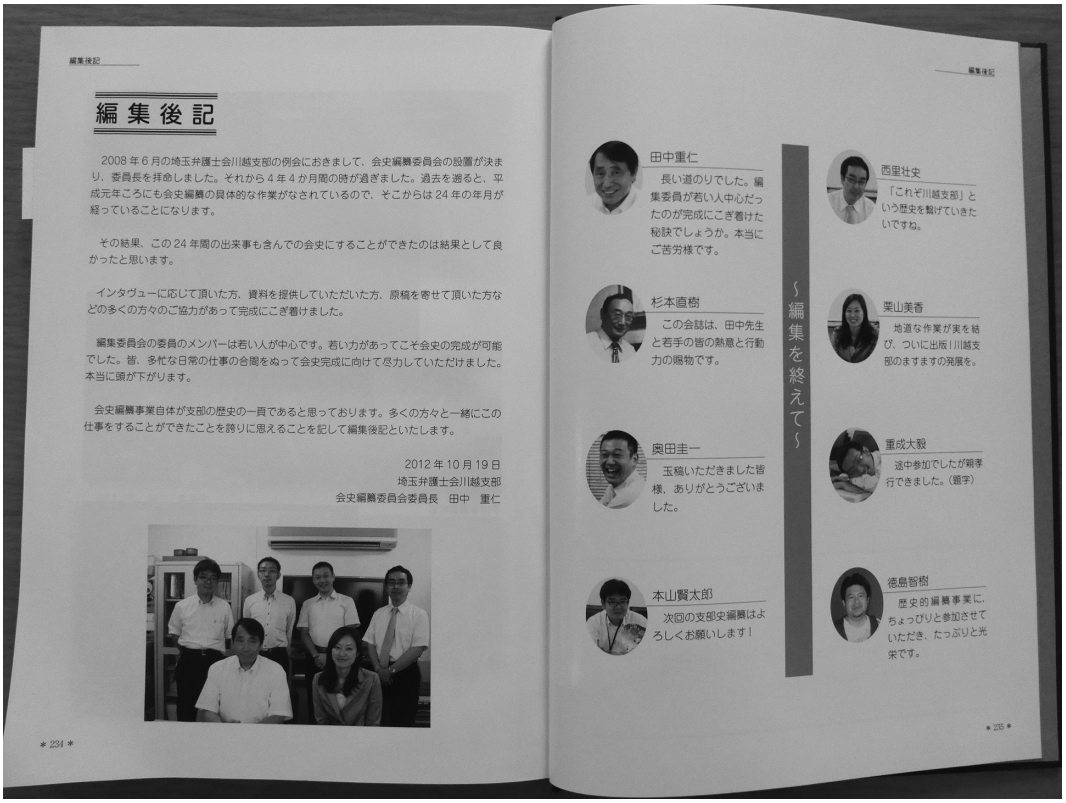

編集後記

編集後記

2008年6月の埼玉弁護士会川越支部の例会におきまして、会史編纂委員会の設置が決まり、委員長を拝命しました。それから4年4か月間の時が過ぎました。過去を遡ると、平成元年ころにも会史編纂の具体的な作業がなされているので、そこからは24年の年月が経っていることになります。

その結果、この24年間の出来事も含んでの会史にすることができたのは結果として良かったと思います。

インタヴューに応じて頂いた方、資料を提供していただいた方、原稿を寄せて頂いた方などの多くの方々のご協力があって完成にこぎ着けました。

編集委員会の委員のメンバーは若い人が中心です。若い力があってこそ会史の完成が可能でした。皆、多忙な日常の仕事の合間をぬって会史完成に向けて尽力していただけました。本当に頭が下がります。

会史編纂事業自体が支部の歴史の一貫であると思っております。多くの方々と一緒にこの仕事をすることができたことを誇りに思えることを記して編集後記といたします。

2012年10月19日
埼玉弁護士会川越支部
会史編纂委員会委員長　田中　重仁

＊234＊

～編集を終えて～

田中重仁
長い道のりでした。編集委員が若い人中心だったのが完成にこぎ着けた秘訣でしょうか。本当にご苦労様です。

杉本直樹
この会誌は、田中先生と若手の皆の熱意と行動力の賜物です。

奥田圭一
玉稿いただきました皆様、ありがとうございました。

本山賢太郎
次回の支部史編纂はよろしくお願いします！

西里壮史
「これぞ川越支部」という歴史を繋げていきたいですね。

栗山美香
地道な作業が実を結び、ついに出版！川越支部のますますの発展を。

重成大毅
途中参加でしたが無事行できました。（題字）

徳島智樹
歴史的編纂事業に、ちょっぴりと参加させていただき、たっぷりと光栄です。

＊235＊

という状況では無くなってきている。それは止揚であろうから良いことであろう…。

さて、私は1976年に弁護士になると同時に川越弁護士会に登録した。45年を超えます。弁護士法によれば、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することをを使命とする」とあり、かかる職業は他には存在しません。その弁護士法は1949年9月1日に施行され、その月の9日に私がうまれました。弁護士を職業に選んで悔いはありません。

〈付言〉

なお、「絆」には1907年（明治40年）から2012年（平成24年）までの全ての支部会員の去就や、1949年（昭和24年）から2012年までの管内の全ての裁判官・検察官の配属が資料化されています。また、裁判所と検察庁の古い建物の写真も掲載されています。ご希望の方は「川越弁護士会」宛にご一報くだされば、無料かつ送料川越支部負担にて贈呈させて頂きます。

本原稿を書き終えた後に川越弁護士会が「宣言」を出しました。

それは現在愁眉の問題である新型コロナウイルスワクチン接種に関する宣言です。

下記に掲載します。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する４つの宣言

埼玉弁護士会川越支部は、新型コロナウイルスウイルスワクチンの接種について、次のとおり宣言します。

1　ワクチン接種の有効性のみならず、ワクチン接種により不可避に発生する副反応（副作用）の被害について、国民に対し接種前に十分な情報提供がなされる必要があります。

2　ワクチンを接種するかしないかは個人の自由な意思にもとづいて決定されなければならず、ワクチン接種がいかなる環境においても、またいかなる意味においても強制されることがあってはなりません。

3　ワクチン接種をしない選択をした国民に対して、解雇や施設利用制限などの不当な差別、学校や職場などでのいじめや不利益取り扱いは許されません。

4　ワクチン接種によって発生した副反応（副作用）の被害を受けた国民に対し、厳密な因果関係の立証を要件とせず十分な補償がなされなければなりません。

令和３年７月８日

埼玉弁護士会川越支部 支部長　近藤 宏一

久しぶりの快挙です。

埼玉弁護士会々報100号記念特別企画

レジェンド弁護士が語る
越谷支部の歴史

埼玉弁護士会越谷支部支部長　横家　豪

左から石井久雄、佐々木新一、柳重雄、石河秀夫
於）埼玉弁護士越谷支部　支部会館

【レジェンド弁護士（全て敬称略。氏名横の丸数字は32ページ掲載の昭和60年の写真の番号を記載）】

●**佐々木新一**（左から二番目⑦）昭和21年2月11日生、27期／2000年度埼玉弁護士会会長、1987～1988越谷支部支部長、埼玉東部法律事務所代表

●**柳　重雄**（右から二番目⑨）昭和24年5月16日生、28期／2002年度埼玉弁護士会会長、1991～1992越谷支部支部長、獨協地域と子ども法律事務所代表

●**石井久雄**（一番左⑬）昭和27年2月21日生、34期、越谷市出身／1995～1996越谷支部支部長、石井法律事務所代表

●**石河秀夫**（一番右⑥）昭和26年10月8日生、35期／2015年度埼玉弁護士会会長、1999～2000越谷支部支部長、石河綜合法律事務所代表

【進行役】

横家　豪（本年度越谷支部支部長）

横家：本日はご多忙の中、お集まりいただき有難うございます。

本日は、埼玉弁護士会々報100号を記念して、越谷支部を代表するレジェンド弁護士4名にお集まりいただき、「レジェンド弁護士が語る　越谷支部の歴史」と題して、越谷支部のこれまでの歴史やこれからの課題等について、思いのままに語っていただこうと思います。

1 越谷支部創立メンバーについて

横家：埼玉弁護士会越谷支部は、1980（昭和55）年1月、井上豊治（⑩）、遠藤順子（④）、諏訪栄次郎（⑤）、関根潔（①）、田中巖（⑪）、田中佳子（⑫）の6名の弁護士で設立されています。

田中佳子先生を除いては、いずれも故人で、その田中先生も現在は弁護士登録を抹消されております。創立メンバーの先生方とのエピソード等ありましたら教えてください。

石井：諏訪先生は検察ご出身で、当時から高齢でしたね。坂巻事務所（※現在の埼葛法律事務所。当時は坂巻幸次法律事務所。坂巻幸次先生は③）の建物が出来るまでは諏訪先生のご自宅で支部例会もやっていました。

佐々木：遠藤先生は、当時、女性の弁護士というだけでも稀有な存在な上、大学3年時に司法試験に合格したというとてつもない秀才。

柳：関根先生は、春日部にお住まいで、とにかくゴルフが上手。シングルプレイヤーだったと思う。春日部高校出身で、同門のよしみでよくゴルフをご一緒させてもらった。

石河：井上豊治さんが、越谷出身弁護士の第一人者じゃないかな。生まれも育ちも越谷出身の弁護士。二番目が石井さん。

佐々木：「第一人者」という表現は正確じゃないな。それだと業界で一番優れた人物という意味になってしまうから。第一号というのが正確。

石井：では、私は二号ですね（笑）。

私が入所した坂巻事務所開設が1981年。その前年に越谷支部創立。裁判所は、今は越谷駅から離れているけど、当時は越谷駅にほど近い場所にあった。その目の前に坂巻先生がビルを建てて事務所を作った。

だから支部が動き出したのは坂巻事務所開設の一年前ということになるね。

2 越谷支部への登録動機・当時の様子

横家：越谷の裁判所が今の場所（東越谷）に移ったのは1986年で、現在の支部会員の中には、今の埼葛事務所の目の前のマンションのあたりが裁判所だったことすら知らない人も多いかもしれません。

年表的に整理させてもらうと

・1980年越谷支部創立
・1981年坂巻事務所開設。埼玉東部法律事務所開設（佐々木・柳）
・1982年坂巻事務所入所（石井）
・1983年坂巻事務所入所（石河）

となります。先生方が越谷支部に登録をした動機やその頃の支部の様子はどうだったのでしょうか。

佐々木：俺と柳は、「選挙区ごとに法律事務所を作る」という、当時の埼玉総合法律事務所の基本方針に従って、当時、県内で一番手薄と思われる越谷に、若手二人で事務所を作ろうということで埼玉総合を出て埼玉東部を作った。

俺個人としては、越谷には何の地縁も血縁もなかった。

柳：私の妻は越谷在住だった。

石井：私は、生まれも育ちも越谷だったからね。支部ってのは、そもそもは純然たる親睦団体。

佐々木：当時は国鉄の武蔵野線が全然役に立たなかった時代。一時間に２本くらいしか電車が来なくて…。

越谷の経済圏は、川越も一緒だったと思うが、東京に直結していて、浦和･大宮とは違っていた。越谷から浦和に出るには北千住に出てから行くか、春日部まで出て大宮から行くか…。

石井：あと国際興業バスがあった。

柳：それは、ものすご〜い時間がかかった気がする（苦笑）。

佐々木：少なくとも浦和と東武線が便利に接続するラインがなかった。依頼者の意識も、「弁護士」といったら「埼玉ではなく東京」という感覚だった。

石河：そういう意味では、浦和との関係では武蔵野線の本数が増えたことの影響は大きかったかもしれないね。

柳：支部の昔話だと、裁判所・検察庁の三者であの頃は楽しくやっていた。

今では考えられないと思うが、しょっちゅう仲良く飲んだり、ソフトボールやったりと法曹三者間で実施する懇親企画が楽しかった。裁判所の支部長次第で付き合いの良し悪しは分かれたが。

佐々木：人権派刑事裁判官として、後の刑事裁判をリードされた門野博さんも越谷支部（裁判所）の支部長出身。支部会員も敬意を払って彼の送別会を企画した。

今だから言えるが、裁判官異動の送別会も、その支部長裁判官のことを弁護士側が気に入ったときだけ開催していた。気に入らないと送別会を開いてやらない（笑）。

石河：（裁判所の）支部長が弁護士会の支部旅行に参加したというのは印象的だった。それだけ裁判所との垣根が低かったということだね。

柳：支部旅行！行ってたなぁ。今40過ぎの娘を小学生の時に支部旅行に連れて行った記憶がある。

石井：支部旅行は、先の支部創立メンバー田中巖先生の発案。一番最初の支部旅行は、尾瀬。はとバスで行った。

石河：田中巖さんは山登りが趣味で、支部旅行に行くと、必ず登山とセットみたいなとこがあった。支部会員も年に一回登山して、誰かが必ず怪我をするみたいなジンクスがあった。途中から能勢さん（能勢英樹弁護士。現在は登録抹消。）が登山を仕切るようになったけど。

石井：巖先生は数年前亡くなられて、配偶者だった田中佳子先生も二年前に弁護士登録抹消されたから、現在、創設メンバーは現役では誰もいない。

佐々木：俺より若いメンバーもいたのになぁ…。

横家：ちなみに、支部旅行は現在でも二年に一回実施しています。本年度はコロナ禍で担当委員会からは中止との報告が上がっていますが。

佐々木：来年の３月あたりにでもやれよ！俺の最期の参加かもしれないんだから。

3 越谷支部の組織形成過程

横家：先生方のお話ですと、越谷支部は当初親睦団体だったとのことですが、その越谷支部が権利能力なき社団としての、団体としての組織を備えるようになっていた過程やエピソードについて教えてください。

石井：1986年に裁判所が今の東越谷庁舎に移転して、裁判所建物内部に弁護士控室が設置された。支部例会もそこでやるようになって、謄写もやるようになった。謄写作業に必要だからということで佐藤さん(初代事務局。既に退職。）を採用するようになったというのが越谷支部の事務局採用の始まりだね。当時の会員数は16名。

石河:そう。その少ない会員しかいない中で、どうやって事務局の給料を捻出するのかというのは一つの課題だった。

佐々木：弁護士会控室は裁判所内だから、そこで有料相談やってお金とるわけにもいかなかったからな。

石河：少ない会員の会費からだと賄いきれないから謄写費用で稼ぐしかないと。だから、東京の弁護士から暴利だってクレームがくるような謄写費用の価格設定だったりもした。

石井：そういう流れの中で1992年に埼玉弁護士会法律相談センター越谷支部を設置して、南越谷駅にほど近いコミュニティセンターで有料相談会を実施するようになって、その後、さらに支部会員も30人を超えるようになってきた。

そして、2003年に支部会館を開設して、そこで法律相談をするようになって現在に至っていると。

石河：支部会館開設にあたっては、特に法律相談センターをそこで発足させるということでマスコミや各自治体にも案内して、仰々しくレセプションパーティーも開催したんだ。

横家：支部会館開設に合わせて、現在も支部会員がお世話になっている支部事務局の小林さんが入社。さらに同じ年に「こしがや市民法律教室」という越谷支部所属弁護士が講師となって市民向けに講義する教室も始まりました。

僕は当時司法修習生として越谷支部で弁護修習中でしたが、当時の越谷支部の「勢い」みたいなものを感じました。

石井：事務局採用でいえば、公募で110名くらい集まって、その中から一人選ばれたのが小林さん。

横家：すごいですね…。司法試験の倍率なんか目じゃないですね。

柳：あとは、そうだね。越谷支部が組織として盛り上がっていったのは、全国の乙号支部の中でも事件数が大阪の岸和田支部に次いで多い支部といわれ、乙号支部から甲号支部にしようという動きがあったとき。

石井：今の裁判所に移転したときには、甲号支部への格上げを視野にいれてすぐに三階建てにできるように建築したと聞いた記憶がある。

石河：でも、あとから聞いたら「そんなことはない。三階建てには出来ない。」と言われたよ。ま、合議体が審理できる法廷はあったけど。

柳：法曹三者協議会や飲み会では甲号支部昇格の話はよく出ていた。

合議法廷のある裁判所の目の前に支部会館が出来て、越谷支部も「いずれ甲号支部になる」「いつでも甲号支部になれる」という発

想で、各自治体の市長からの書面を集めたりして越谷支部を甲号支部にするための運動を坂巻先生が中心になって、私も一生懸命動いた。

石河：入れ物を作っただけで中身がないのはおかしいということで、その頃の越谷支部の動きとしてはかなり盛り上がった。

石井：柳先生は必ず甲号支部昇格を議題提案してましたね。ま、裁判所の回答はお決まりの回答（甲号支部に昇格しない）でしたけど。

佐々木：そのうち支部の甲乙の区別がなくなったのもあって話は立ち消えに。

越谷に合議体を作ってしまうと本庁の合議刑事がなくなるとも言われていた。特に少年事件は松戸を挟んで埼玉の東部地域で多発していた。そのまんま合議体の話も立ち消えになっている。

石河：あとは越谷だと、浦和からの距離が近すぎるっていうのもあったみたいだね。

石井：甲号支部昇格問題が消滅したのは、都内の簡裁の統合とも軌を一にしているんじゃないかな。

4 越谷支部弁護士列伝

横家：越谷支部を語る上で欠かせない弁護士といったらどなたになるでしょうか。僕にとっては、お世辞抜きで今日参加いただいている先生方がそれこそ「レジェンド弁護士」の先生方になるのですが。

佐々木：それはもう率直に言って、坂巻先生（坂巻幸次弁護士。1993 年度埼玉弁護士会会長。1985-1986 越谷支部支部長。）。昔から大物の風格が漂っていた。「古いタイプ」というと表現として適切ではないかもしれないが、座っているだけで周囲が落ち着く風格があった。

柳：うん。坂巻先生は度量も大きくて、話もよく聞いてくれた。私が弁護士会の副会長のときに坂巻先生を会長にという動きがあって、越谷で初めての埼玉弁護士会会長になられた。

石井：坂巻会長のときは、坂巻事務所の事務所仕事が本当に大変だった。

石河：当時の雰囲気として、東京からの移籍組に本会の会長をやらせないという慣習めいたものがあった。純血主義というか。

あくまで伝聞だが、「埼玉三悪人」と呼ばれる三人の弁護士がいて、それは大宮の石川博光弁護士、ふじみ野の清水徹弁護士（いずれも故人）、そして、越谷の坂巻幸次。

「悪人」ってのは、何か悪さをするって意味ではなくて、東京で事務所をやっていたのに埼玉の事件で稼ぎまくって埼玉に来たという、やっかみまじりの表現なのだろうけど。

石井：坂巻先生は、今年で御年 90 歳になられる。

横家：坂巻先生は、ロータリークラブの会合で、僕は毎週のように元気なお顔を拝見していますが、さしずめ「レジェンド弁護『神』」といったところでしょうか。

一同：…。

佐々木：あとは、遠藤順子先生。どんな場面でも、凛として、毅然とした姿勢で、厳しい御意見も沢山頂戴した。

石河：遠藤さんは、能勢さんのハイキングに一緒に行くようになってから、自分の意見を開陳されるようになった。「私は母親として、子を戦争に行かせたくない。」という信条のもと、越谷九条の会も一緒に起ち上げた。

柳：遠藤先生は、調停協会越谷支部の支部長

としても尽力されていた。田中佳子先生も同じく調停協会支部長として、調停協会を盛り上げていた。今、調停協会の支部長は弁護士ではなくなっている。

佐々木：各自治体の法律相談を越谷支部では弁護士会越谷支部で取り纏めているが、他の地域では自治体ごとに特定の法律相談担当弁護士が決まっていたりする。

俺の記憶では、坂巻先生や遠藤先生が、ご自身が受けていた自治体の相談を越谷支部に開放し、それがきっかけになって越谷支部管内の自治体相談は越谷支部の会員弁護士に配点されるようになっている。その意味で支部会員は御二人から恩恵を受けているといえる。

あと確認したいのは、自治体相談の直接受任の可否。自治体とは無関係に直受可能というのが、関西では主流という認識。これに対して、あくまで市の行政サービスの窓口だからという考えからか、東京では自治体相談からの直受はむしろ避けるべきみたいな印象がある。

石井：「役所の施設を使って商売するな。」という発想なんでしょうね。

柳：現在はどうなの。

石河：積極的ではないが受任可能というのが通説的見解。

佐々木：「無料法律相談は民業圧迫だからやめろ」みたいな空気感も以前はあったな。

弁護士会で無料相談なんかやったら、それこそ各事務所の業務妨害になりかねないくらいの雰囲気もあった。浦和のコルソでの無料法律相談会を始めるときも色々あった。

石河：そうだね。支部は支部で相談会をやるという発想ではなく、支部の弁護士は、本会の無料相談に協力しようよと。

だから、支部独自の法律相談はやらない。かつては、憲法記念日は本会でやるから支部ではやらない。そこから日程的にずれるのが10月1日の法の日相談。だから支部ではかつて法の日相談だけが支部で実施する外部無料相談会だった。今は色々とやっているみたいだけど。

遠藤さんは、無料法律相談反対論者だった。弁護士は敷居が高い方がいいと言っていたのが印象的。要するに、煮詰まってないのに弁護士のところにきても困る。それなりに煮詰まってからでないと解決にならないよと。

石井：古きよき貴族主義的な発想だったのかもね。

石河：僕は、無料法律相談はいかがなものかと未だに思っているけどね。

5 支部の存在意義・今後の課題

横家：若干支部の話からそれてきましたので、話を支部に戻しましょう。先生方が考える支部の存在意義や今後の課題について教えてください。

佐々木：支部というのは、その地域の司法制度についての弁護士会側の問題提起者かつその支えであるので、裁判所や検察庁との協議については、積極的な問題意識をもってあたる必要があるのではないか。

どちらが正しいというわけではないが。時代が進むにつれて色々なイニシアチブを裁判所に奪われている気がする。昔は破産管財人のなり手がいなくて裁判所からお願いされて受けていたが、現在は推薦も何もなくなっている。裁判所に対する推薦制度を確立していくということも必要になるのではないか。

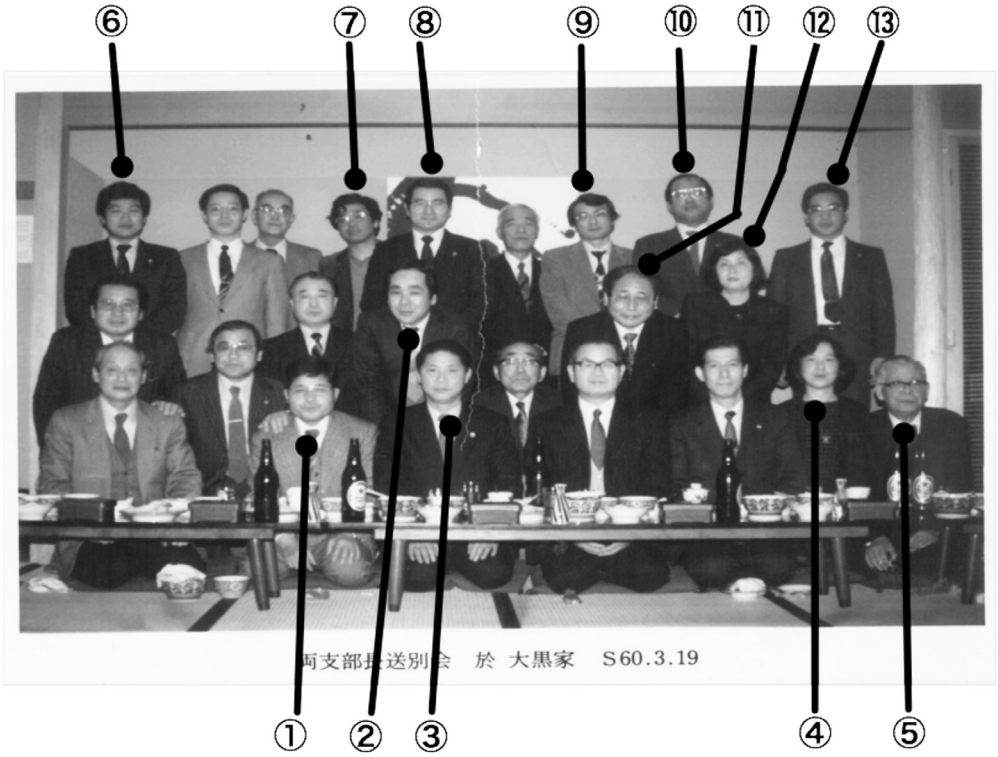

昭和６０年当時の越谷支部の弁護士達(敬称略)：①関根潔②金臺和夫③坂巻幸次④遠藤順子⑤諏訪栄次郎⑥石河秀夫⑦佐々木新一⑧細川律夫⑨柳重雄⑩井上豊治⑪田中巖⑫田中佳子⑬石井久雄

裁判官の個性はあるにせよ、裁判官の訴訟進行についても意見を述べるということも大事。法曹三者懇談会も形式的になりすぎているきらいがある。

柳：20名30名時代は、人格的にもかなり個性的な先生はいたが、支部全体で動いていたというイメージがあった。懐古主義かもしれないが、顔が見える中で団結があったように思う。

ところが、100名を超える時代になって、今は半分以上の会員の名前と顔が一致しないという状況。そこをどう克服するのか。支部としてどうまとまっていくのかというのがこれからの課題。支部は、かつては横のつながりの中でやっていたという感覚がある。今だってそういう横のつながりは失ってはいけないのではないかと思う。

石河：今の支部の議論は些末な話ばかりで哲学が感じられない。

分水嶺はどこにあるのか分からないが、本会では法の執行や制定についての意見を言える場があるが支部にはそれがない。支部が独自にやる必要がどこまであるかという問題点はあるが、弁護士の関わる社会問題に対して、あまりにも現在の支部は無関心なことを危惧する。

それを言うと「支部はそういうところではないから」と言われるとその通りなのかもしれないが、親睦団体という言葉で逃げて欲しくない。

石井：これだけ数が多くなると、直接民主制でやっているが、それが果たして維持できるのか。いい意味での帰属意識や仲間意識が希薄になっている。

これからも当分の間は多少なりともメンバーが増えていくのだろうが、いい意味での帰属意識や仲間意識は残していけるような団体であって欲しいですね。

佐々木：それにしても俺も年をとったよ。会議の後は必ず飲みに行きたいんだよ。

弁護士になる前の職場（役所）では先輩にしばしば仕事終わりに飲みに連れて行ってもらっていたけど、連れて行ってくれた先輩の年回りは40歳代なんだよね。課長で50代。まして役所だったから60代の先輩なんか定年でいやしない。

今の若手が、果たして50歳以上の人間と飲んで楽しいのかと自問自答する。

何が言いたいのかというと、俺はコミュニケーションをとりたいと思っているけれど、30歳前後の弁護士からすれば30も40も年上の先輩弁護士から昔話聞かされても煩わしいだけなんじゃないかと。

石河：金を出してくれれば話くらいは聞いてやってもいいというのはあるんじゃない？人の金で飲むのは楽しいですよ（笑）。

横家：今日の僕がそうであるように、先生方から昔の話を伺えるのは楽しいです。そして、声をかけてもらえるのは何より嬉しい筈ですよ。

コロナ禍が終息した折には、支部会員相互の横のつながりや帰属意識の維持増強のためにも、是非ともお声がけください。

その際には、お財布に沢山お金を入れておくことを忘れないでください（笑）。

本日は、貴重なお話、本当に有難うございました。

この座談会の記事が越谷支部の歴史を窺い知る一端となれば幸いです。

ニューフェイスです よろしくお願いします！

新入会員自己紹介

石川（いしかわ） 一彦（かずひこ）

弁護士法人平松剛法律事務所の石川一彦と申します。弊所は、本年の１月から大宮駅西口に大宮事務所を開設しまして、私は、開設と同時に、大宮で勤務しております。取扱い分野は、主に労働問題（労働者側）です。

もう随分と昔の話になりますが、大学では物理学を専攻しておりました。そして、信託銀行に入社してアクチュアリーの資格を取得し、その後の外資系人事コンサル会社を通じて、企業年金制度の専門家（年金数理人）として、退職金・年金制度の制度設計や会計上の債務計算などを行ってきました。

生涯現役がモットーで、最期まで誰かのお役に立てればと思い、50歳から弁護士を目指しまして、早58歳となりました。どれほど他人様のお役に立てるか分かりませんが、とにかく、ご相談者様お一人お一人の悩みに真摯に向き合っていきたいと思います。

どうぞよろしくお願い致します。

石川（いしかわ） 斗馬（とうま）

私は、弁護士の石川斗馬と申します。埼玉県庁近くに事務所を構える栄総合法律事務所に所属しています。出身地は三重県津市で、高崎経済大学進学で群馬県高崎市、明治大学法科大学院進学で千葉県市川市に住んでしました。

修習地は鹿児島でした。司法修習は、コロナ流行の１年目と重なったため、自宅での修習となったり、WEB会議を利用したり、また、人との接触を伴うカリキュラムがなくなるなど、これまでの修習とは異なるものとなりました。そのような中でも、同じ修習地の班員と楽しく、真面目に修習に取り組むことができました。

私生活について、ダーツが好きで、自宅でも投げられる環境があります。また、最近、仕事終わりのジョギングにはまっており、良いリフレッシュとなっています。

今は、弁護士１年目として、先輩弁護士につき、打合せ同席、裁判同行、資料作りと忙しい毎日を過ごしています。その中で、当事務所の憲章にある「依頼者の身になって考えよ。」を自分なりに考え、今まで、また、これから付き合っていく依頼者とともに、法的問題を解決してきたいと考えております。法曹関係者の方々との接点も増えていくと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

大谷 博（おおたに ひろし）

弁護士の知らない
土地収用法の世界

私は、弁護士になる前に埼玉県庁に勤務していましたが、地域機関で公共事業用地の任意買収を2年間、本庁用地課で土地収用担当を6年間やっていました。その間、弁護士と対応したことは一度もなく、これらの分野は、あまり弁護士が関与していないようです。

そこで、弁護士の方にも参考になるのではないかと思い、土地の任意買収と土地収用手続（事業認定、裁決、行政代執行）の概要について説明します。

1　任意買収

道路、河川、都市施設等の公共事業のために用地が必要な場合には、施行者（国、都道府県、市町村等）が、まず任意買収を行います。任意買収の対象は土地であり、正常な取引価格で買収しますが、実際は不動産鑑定士の鑑定に基づいています。買収の結果、利用困難な残地ができても、残地補償はしますが、残地買収はしません。

また、建物があっても、建物自体は買収せず、建物の移転補償を行います。

実際には、他の場所に建物を再築するか、一部切取り等の改造をします。

「用地交渉」と言われることもありますが、詳細な基準に基づいて補償額が算出されますから、基準上の根拠がなければ増額することはできません。

2　事業認定

事業認定とは、事業認定庁が当該事業の公益性や土地の適正かつ合理的な利用について審査し、土地を収用または使用する必要があることを認定する行為です（土地収用法（以下「法」という。）16条）。

任意買収に応じない権利者がいると、起業者（施行者）は、事業認定の申請を行います。事業認定庁は、国及び都道府県事業の場合は国、市町村事業の場合は都道府県です（法17条）。

しかし、事業認定の要件は厳格なため（法20条）、申請書の作成には多額の経費と長期間を要します。また、事業の内容によっては、事業認定が受けられないこともあります。

3　裁決

事業認定を受けても、権利者が土地の明渡しに応じない場合には、起業者は、都道府県の収用委員会に申請して（法39条）、権利取得裁決（法48条）及び明渡裁決（法49条）を得る必要があります。

4　行政代執行

起業者が権利取得裁決及び明渡裁決を得ても、権利者が土地を明け渡さないと、起業者は、都道府県知事に対して行政代執行を請求します（法102条の2第2項）。行政代執行については、行政代執行法全6条の規定のみで、具体的な執行の規定が存在しません。そのため、土地の上に建物があり、その建物の中に各種の動産が存在しているような場合には、きわめて周到な準備が必要になります。

もっとも、土地収用法に係る行政代執行の実施例は全国でも年間数件程度です。

金井勝俊（かないかつとし）

弁護士の金井勝俊（かないかつとし）と申します。よろしくお願いいたします。

出身は埼玉県ですが、東京都や司法修習で縁があり、福井県に住んでいたこともあります。

突然ですが、私が、弁護士という仕事を目指したきっかけについてお話しさせてください。

大学生の頃、なんとなく入った法学部での勉強で法律に漠然と興味を持ちました。また、自身の経験から、自らの知識を活かして目の前にいる一人のお役に立てる仕事をしたいと思いました。法律という知識を活かし、目の前にいる一人のお役に立てる仕事として、頭に浮かんだのが弁護士でした。

弁護士として、法律の知識や交渉力、書面作成能力等々いわ

ゆる「実力」は前提として必要ですが、問題を抱えていらっしゃる方に寄り添い、お手伝いをしていくためには漠然とした表現とはなりますが「人間力」も重要であると感じています。

依頼者の方や、弁護士の方々、そして裁判所や検察庁、各機関の方々に様々なことを教わり、依頼者のためにとの一心で仕事をしていく中で、勉強も決して怠らず、「実力」、「人間力」を常に磨き鍛えていく所存です。

皆様には大変お世話になりますが、何卒宜しくお願い致します。

はじめまして、このたび第一東京弁護士会から埼玉弁護士会に登録換えいたしました、川口正貴と申します。東京で弁護士として活動していた際は主として企業法務を扱っておりましたが、個人の方が直面する法律問題の解決に当たる弁護士になりたいとの初心を忘れることができず、一念発起して一般民事を中心に扱う弁護士事務所に転職を果たし、縁あって埼玉の地で活動させていただくことになりました。

特定の法分野に興味があるわけではなく、上述の初心のとおり、弁護士として、個人の方が直面しうる法律問題に広く関わることができればと考えております。

弁護士として活動を始めて半年が過ぎようとしておりますが、まだまだ至らないところも多く、日々勉強の精神で業務に奔走しております。日々の業務だけでなく、弁護士会の会務活動等も通じて広くアンテナを張り、市民の皆様がお困りになることに対して、適切なリーガルサービスを施すことができるよう、自己研鑽を怠らず精進してまいる所存でございます。今後ともご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

この度、時の鐘法律事務所に入所いたしました、川向翔也（かわむかいしょうや）です。

私は、埼玉県出身で、埼玉県立川越高等学校を卒業し、明治大学・明治大学法科大学院を修了しました。司法試験合格後、現在は高校時代を過ごした川越で、弁護士として勤務しております。

担当業務

私は現在、交通事故・債務整理・企業法務などを担当しております。

交通事故は、事故直後に漠然とした不安があって相談に来られる方や、提示された示談額が適切かどうか疑問に思って相談に来られる方など、内容は千差万別です。そこで、その時々に応じた最善の対応をとり、納得のいく解決ができるよう最善を尽くしております。

債務整理は、これまで辛かったこと、頑張ってきたこと、頑張ったけれどうまくいかなかったこと等、依頼者がこれまで辛かった様々な気持ちに寄り添い、「債務整理を通じて再出発ができるように」、との思いで尽力しております。

企業法務は、経営方針や取引実態に即して、契約内容の公正性や紛争の予防といった観点から検討を重ね、業務に取り組んでおります。

また、最近では、相続や離婚の分野にも力をいれており、いわゆる「マチベン」として、幅広い分野で活躍できるよう、日々精進しております。

最後に

依頼者ひとりひとりに寄り添い、信頼に応えられるよう、最善を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願い致します。

権田健一郎（ごんだ けんいちろう）

本年より埼玉弁護士会に入会いたしました新 73 期弁護士の権田健一郎と申します。大宮のグリーンリーフ法律事務所に所属しております。埼玉県の出身で、前橋での司法修習を終え、地元埼玉で弁護士となりました。

弁護士になってから約半年が経過し、徐々に弁護士の業務にも慣れてはきましたが、まだまだ日々、知らないことに直面することが多く、勉強の毎日であることを痛感しております。ただ、そのような中でも、勉強し体験したことが次の仕事につながることや自分の仕事により事件が動いていることなどを感じることができ、少しずつですが仕事にやりがいを感じ始めております。

休日は、家で音楽を聴いて過ごすことが多いですが、コンサートや音楽フェスティバルにも行くことがあります。現在は新型コロナウイルスの影響でコンサート等のイベントが軒並み制約を受けてしまっており、コンサートに行く機会はなくなってしまいました。

また、最近は、健康のために何か運動を始めようと考えていますが、考えるだけでなかなか実行に移すことができていないのが現状です。

まだまだ至らないところばかりではございますが、埼玉弁護士会の皆様方には、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

染谷俊紀（そめや としき）

1　自己紹介

埼玉で生まれ埼玉で育ちました。幼い頃から社会の役に立つ人間になりたいと思い、法律家を目指しました。そして、自分を育ててくれた埼玉に恩返しがしたいと思い埼玉の弁護士になりました。

変化の激しい時代だからこそ様々な悩みを抱えたり困難に直面することがあります。そんな状況にある依頼者の方に寄り添い、共に悩みながら事件の解決を目指していきます。

どんな小さな悩みであってもお気軽にご相談ください。

2　取扱分野

民事事件・刑事事件ともに取り扱っております。刑事事件は国選のみならず私選での経験もあります。

私が、依頼者との関係で一番大切にしていることは、依頼者のお話を親身に聞くことです。すべての問題が法律で解決できるわけでありません。そのため、依頼者が本当に望んでいることが何であるかを正確に把握し、法律家として最善の方策を提示することを大切にしています。

3　趣味

お気に入りの YouTube チャンネルを視聴したり、購入したまま押し入れで眠っているプラモデルを作ることです。

最近では、高校時代に部活動として行っていた、山登りを久しぶりに再開したいなと考えています。

高田早紀（たかだ さき）

3 月をもって埼玉弁護士会へ登録替えいたしました、弁護士法人中村国際刑事法律事務所浦和事務所の所属 73 期の高田早紀と申します。

高校まで岐阜県で育ち、中央大学卒業後、中央大学法科大学院を修了しました。大学時代は法律討論サークルに所属しておりました。司法修習地は名古屋です。修習中はたくさんの素晴らしい先輩方や仲間と出会うことできました。弁護士法人中村国際刑事法律事務所浦和事務所設置に伴い、愛知県弁護士会から登録替えしました。特に刑事事件に関心がありますが、種々の事件に積極的に取り組む所存

です。

趣味は、読書、料理、動物園等に行く事です。美術鑑賞等も好きで、水彩色鉛筆を用いた塗り絵にはまっています。大学院時代はランニングをしていましたが、修習生のころから運動不足のため、今後何か運動を始めたいと思っています。最近は浦和駅周辺をよく散歩しております。名古屋の名物にひつまぶしがあるのですが、浦和も鰻が有名だと聞きました。食べる機会を楽しみにしています。

至らない点が多々あるとは思いますが、何事にも前向きに取り組み、持ち前の粘り強さで日々精進してまいります。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

高野 広夢（たかの ひろむ）

この度、埼玉弁護士会に入会しました高野広夢と申します。

第 73 期司法修習生として、愛媛県の松山での修習を経た後、現在は越谷市内の法律事務所にて勤務をしております。

生まれも育ちも埼玉県で、司法修習までは埼玉県の実家にて生活しておりました。

埼玉県は海がない、いわゆる海なし県ですが、司法修習で約 1 年間過ごした愛媛県は周囲を海で囲まれており、松山市の中心部にそびえる松山城の天守からは、遠くに瀬戸内海を望むことができました。瀬戸内海は波も穏やかで、海を眺めるだけで心地よく、すっかり海の魅力にはまってしまいました。

また、愛媛県はみかんの産地として有名ですが、地元の農協の運営する市場などでは、おいしいみかんをリーズナブルに買うことができたため、冬場はみかんをよく食べておりました。

趣味は読書・散歩です。読書は推理小説を好んで読んでおります。散歩は最近できておりませんが、時間を見つけては近所を散策したいと思います。

これからは、生まれ育った埼玉県内の皆様を中心にリーガルサービスを提供できるよう、精進してまいります。

自己紹介中のほとんどが愛媛県の紹介となってしまいましたが、今後ともよろしくお願いいたします。

土肥 真大（どい まさひろ）

はじめまして。73 期の土肥真大と申します。

出身地は富山県です。大学進学で上京し、以来東京で学生時代を過ごしました。

私の埼玉との縁は、司法修習に始まります。私は歴史が好きで、史跡を訪問するために全国 47 都道府県を訪れたことがあります。しかし、埼玉は当時住んでいた東京から近いわりにはあまり行ったことがなかったため（さいたまスーパーアリーナ、秩父方面の旅行、大宮の氷川神社と鉄道博物館くらいでした）、埼玉への漠然とした興味から、埼玉での修習を希望し、埼玉に配属されました。そして、たまたま出席した弁護士会の委員会で大倉浩先生と面識を得たことがきっかけで、現在の事務所で勤務することとなりました。

私は、知り合った方々との縁を大切にし、飽くなき好奇心・探究心を持って弁護士活動に取り組みたいと思っています。

また、法の助力を必要としている人々に奉仕し、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現に寄与したいという、弁護士を志した初心を忘れず、社会における弁護士の役割を模索し続けたいと考えています。

埼玉で活動するにあたり、県民の皆様にはたいへんお世話になります。埼玉の未来のため微力を尽くしますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

中島一郎（なかじま いちろう）

・ごあいさつ

このたび、大宮の CLOVER 法律事務所に入所しました、弁護士の中島一郎と申します。

私は山梨県出身で、大学は仙台で過ごしました。その後、司法修習がさいたま修習となり、現在では、この埼玉の地で弁護士として働いております。

・事務所での業務内容

弊所は、企業法務から個人事件まで幅広く取り扱ういわゆる「マチ弁」です。中でも特徴的なのは、弊所の代表弁護士が中小企業診断士の資格も有しており、経営コンサルの知見を生かした法的サービスを提供している点です。私も、代表弁護士のように、企業経営の知見も兼ね備えた弁護士になれるよう日々研鑽を積んでいます。

・弁護士業務以外で力を入れていること

私は、出身大学での後身の指導にも力を入れています。

単に司法試験合格のための指導をするのではなく、実務を見据えた指導をするように心がけております。そうした指導が、優れた法曹の養成に貢献するだけではなく、自己の研鑽にもつながりますので、大変有意義です。

今後も、このように弁護士業務以外の活動にも尽力して参りたいと思います。

・最後に

未熟な点が多く、勉強する日々です。これからも先輩弁護士などから多くのことを学び、精進して参ります。何卒よろしくお願い申し上げます。

林英治（はやし えいじ）

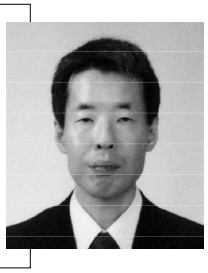

1　自己紹介

はじめまして。今年、埼玉弁護士会に入会いたしました林英治と申します。

平成 2 年に慶應義塾大学法学部を卒業後、社会人経験を経て予備試験経由で令和元年司法試験に合格し、今年度から武蔵浦和のレンジャー五領田法律事務所で執務しております。

2　事務所での執務について

事務所の代表は自衛隊出身なので、周りの方々はさぞかし厳しい扱いを受けているのではと思われるかもしれませんが、実際には、代表はとても優しい人で、新人の自分でも自由にやらせていただいております。ただ、入所する前は、今年 1 年は代表に付いて歩いて見習いをしてもらうと言われていたのですが、いざ蓋を開けてみると代表が扱っていた案件をちょこちょこ振られて戸惑いながら手探りで処理している毎日です。なんか話が違うと思いながらも刺激的な日々を送っております。

3　今後について

弁護士になって早くも 6 か月が過ぎようとしておりますが、まだまだ慣れないことが多く、こなせる仕事はほんの 1 部にすぎません。しかし、弁護士の仕事は、心地の良い緊張感を与えてくれるのでとても充実感があります。今後、経験を積み重ねても初心を忘れることなく、常に謙虚な姿勢でありたいと願っております。これからもどうぞよろしくお願い致します。

春山和紀（はるやま あいき）

この度、埼玉弁護士会に登録換えをさせていただきました、さくら総合法律事務所の春山和紀 (はるやまあいき) と申します。千葉大学法経学部・中央大学法科大学院を卒業した後にさいたま修習を経て、弁護士になりました。

医療事故や子供のいじめ・虐待問題に関心があり、修習でお世話になったさいたまの地で、そういった問題に取り組めることを、大変ありがたく感じております。

事務所や委員会、弁護士会の

主催する研修等に積極的に参加し知見を得て、法的な問題を抱える方々の力になれるよう、微力を尽くしていきたいと思います。

今後とも何卒よろしくお願いいたします。

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所に所属しております、第 73 期司法修習終了の平栗丈嗣です。私は、一般企業で働きながら、大宮法科大学院を修了し、司法試験に合格して弁護士になった、最近となっては珍しい経歴をたどってきています。

私は、中小規模の化学品メーカーにて、労働安全衛生法、環境法関連の仕事を主にしてきました。その他、化学品法規制対応業務、品質保証業務、物流業務、工場経理業務といった多岐にわたる業務を行ってきました。関連する資格として、第 1 種衛生管理者免許・甲種危険物取扱者免許を有しております。これらの知見・経験を活かし、法的対応のお手伝いをさせていただきます。

今後、弁護士として働くにあたっては、目前の問題解決にとどまらず、現場の実情を踏まえた現実的・抜本的な問題解決の方法を「協働」して模索していきたいと思います。また、個別法上の問題のように見えても、横断的に見ると、実は重大な法的リスクが潜在していることがあります。事後的紛争解決だけではなく、事前に紛争を予防できるよう、お役に立てればと思います。

大学では心理学を専攻していました。企業法務の分野とは別に、個人の分野においては、法的観点のみならず、心理学的知見を活かし、多角的観点から、問題解決のお手伝いをさせていただきます。特に離婚事件において、私の専攻を生かすことができればと考えています。

この度、埼玉東部法律事務所に入所いたしました、古谷直樹と申します。

私は、越谷支部管内の北端にあります杉戸町で生まれ育ち、高校時代は浦和まで通っていました。司法修習もさいたま修習でしたので、愛着のある埼玉県で法曹の基礎を学び、そして弁護士として仕事ができることに、心より嬉しく思っております。事務所のある越谷は、私の地元に比べればはるかに都会ですが、少し郊外に行けば緑豊かな環境が広がっており、大変住みやすい街です。

現在は、埼玉東部法律事務所の諸先生方から様々な事件に携わる機会をいただきまして業務に勤しんでおりますが、扱う事件が多岐にわたり、その職域の広さを日々実感しているところであります。また、幸いなことに弁護団の活動や委員会に参加し、多くの先生方とお会いすることができまして、事務所の垣根を越えて叱咤激励を受けております。埼玉弁護士会は、大都市に比べ弁護士同士の顔が見える単位会であるとお聞きしていましたが、まさにその通りで、多くの先生方から研鑽を積む機会がいただけており、若手弁護士にとっては本当にありがたい環境だと感じています。

まだまだ至らないところばかりですが、埼玉弁護士会の皆様におかれましても、今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

このたび埼玉弁護士会に所属させていただくこととなりました、第 73 期の水野智寛と申します。現在は、弁護士法人 ALG&Associates 埼玉法律事務所にて勤務しております。

弁護士として、依頼してくださる方の声に真摯に耳を傾け、抱えている問題を共有し、ともに最善の解決策を模索していきたいと考えております。法は道徳の最小限との言葉もあるように、千差万別の現実に対して、法律で定められている事項は限定的です。法律は、必ずしも問題に対する解決策を提供してくれないかもしれません。しかし、法律は、依頼してくださる方の抱える問題の姿を明瞭にし、より良い結果へと至る道を照らしだしてくれる明かりであると信じております。依頼者の迷う暗闇の世界に、法という篝火を灯して共に歩いていく、そのような弁護士として活動してまいります。

至らない点も多々あるかと思いますが、埼玉弁護士会の諸先輩方より学ばせていただき、精進していく所存でございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

山下陽輔（やました ようすけ）

弁護士法人高砂法律事務所に所属しております、73 期の山下陽輔と申します。

この度、地元である埼玉弁護士会にて、弁護士としての第一歩を踏み出させていただくこととなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、上尾市で生まれ育ち、埼玉県立伊奈学園中学校・埼玉県立伊奈学園総合高校、明治大学法学部を卒業後、慶應義塾大学法科大学院を修了いたしました。

司法試験合格後、コロナ禍ではありましたが、盛岡にて充実した修習を送らせていただき、初めて埼玉を外から見る中で、地元で弁護士として活動したいとの思いをより強くし、ご縁のありました高砂法律事務所に入所させていただきました。

現在は、交通事故事件を中心に、民事・刑事の様々な事件を経験させていただき、日々勉強の毎日であると同時に、事務所の先輩の先生方に恵まれ、充実した弁護士生活を送らせていただいております。

私の趣味は、ゴルフ・野球観戦・将棋です。特にゴルフは、週末に練習場で練習に励んでおりますので、いつの日か先生方とラウンドをご一緒させていただく機会を楽しみにしております。

簡単な自己紹介ではございますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

横山和史（よこやま かずふみ）

1　自己紹介

私は、埼玉県越谷市で生まれました。私は、埼玉県が大好きであり、就職先を探す際も、大好きな埼玉県で働きたいと考え、現在、県庁通りに位置する「山本正士法律事務所」で働いております。

2　弁護士として働き始めて

私が就職活動で最も重視したことは、事務所の雰囲気と事務所内の人達の人柄でした。人柄を重視して選択をした事務所ということもあり、当事務所内は、皆様大変優しい方ばかりです。また、当事務所は、私に、仕事を覚えることや成し遂げることの楽しさを、優しく、時には厳しく教えて下さいます。そのため、私は、弁護士として働き始めた当初から、不安よりも、弁護士としての必要な能力が自分に身につく楽しさを実感しながら、日々を過ごしています。

3　今後の抱負

当事務所は、県内外問わず、多くの方から信頼を受けている伝統ある事務所です。私も、当事務所の弁護士として、事務所の名に傷が付かないように、1日でも早く、1人前の弁護士になれるように努力していく所存です。

4　埼玉弁護士会の先輩方に

私は、委員会や勉強会などに積極的に参加しており、先輩方にお会いする機会も多いと思います。未熟な私ですが、今後ともご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。

今年１月より浦和ふたば法律事務所で勤務している渡邊裕子です。

私は、埼玉県出身ではありませんが、司法修習がさいたまクラスでした。このため、本年度新入会員の先生方の多くがクラスの知り合いであり、仕事始めの研修等も緊張せずに参加することができました。何か分からないことがあってもすぐに皆さんに相談することができ、本当にありがたいと思っています。

埼玉県については、以前から西武ライオンズのファンであったため好意を持っていました。地名や駅名は、司法修習で配属となるまでほとんど知りませんでしたが、日々、覚えるように努力し、最近ようやく習得しかけています。

将来は、家事や一般民事などの身近な問題も刑事事件も広く対処できるような弁護士になりたいと考えています。毎日が気づきや勉強の繰り返しであり、あっという間に過ぎていきますが、一日一日を大切に過ごしていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。